不二越勤労挺身隊二次訴訟一審判決

事実認定

（富山地裁２００７年９月１９日判決より）

→戦争・植民地被害者の被害事実―戦後補償裁判の記録から

→ＨＯＭＥ

2　本件勤労挺身隊員ら各自の事情については，次のとおり認められる。

(1)　原告李[redacted]實（以下，(1)において，原告というときは，原告李[redacted]實のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ１の１及び２，１の３の１及び２，１の４，乙４の１及び１１，乙５の１，２及び１２，乙３６，原告本人）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３２年（昭和７年）１月１０日，ソウル市（当時は京城市）で出生し，その後，木村[redacted]と創氏改名させられた。原告の父は，多数の従業員を雇い，大規模な工事を行う土木会社を経営しており，家庭は裕福であった。原告の両親は，原告が小学校２年生の時まで会社の都合で各地を移動しており，原告は，ソウル市内の自宅において，兄，弟，妹と母方の伯母夫婦と生活していた。原告の母は，原告が小学校４年生の時に病死し，父が再婚したため，以後は継母との生活であったが，原告は，継母とも仲がよかった。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年）ころ，奨忠国民学校高等科１年生に在学していたところ，親友の父親でもあった当時の担任の朝鮮人教師から勤労挺身隊への勧誘を受けた。担任は，校長から，模範として同人の娘とその親友である原告を勤労挺身隊へ勧誘するようにとの指示を受けていたものである。

原告は，当時，実母がかつて小学校教師であったこともあり，上級学校に進んで将来は教師になることを夢見ていたが，女学校の受験に失敗して国民学校の高等科に進学したばかりであり，上級学校へ進学することを強く希望していた。また，原告は，国民学校で受けた教育によって，日本は良い国であり，日本への忠誠を尽くすことが自分たちの運命であるように認識していた。

原告は，担任と校長から，「２年間不二越に行けば，高等科を卒業したのと同じ扱いにして，帰国後，女学校に行けるようにしてあげる。」，「ボタンを付ける簡単な作業だけしかしないから，日本に行ってくれ。日本に行くと，花嫁修行もできるし，勉強や詩や生け花も教えてくれる。」などと言われて，勤労挺身隊に参加するよう勧められ，留学するのと似たようなものだという認識しか持たないまま，勤労挺身隊への参加を承諾した。

原告が，継母に対し，勤労挺身隊へ参加することを話したところ，原告の父は，大変な剣幕で怒り，校長に対し，勤労挺身隊への参加は許さないと抗議したが，その後も，校長は，原告を呼び出して，「約束したことだし，友達も行くから挺身隊に行きなさい。お父さんも後でよくしたと思うから行ってこい。」と強く勧誘し，最終的に父も黙認したため，原告は，勤労挺身隊に参加することになった。同じ学校からは，小学校６年生が２人，高等科１年生が原告を含めて２人，高等科２年生が２人，参加することになった。

原告は，１９４４年（昭和１９年）７月２日，他の勤労挺身隊参加者と共にソウル市役所前に集合した。ソウルから約１５０名，仁川から約５０名が集合した。駅では，軍隊が，原告らを乗せた汽車と見送りの家族との間を隔てていた。原告らは，ソウルから汽車に乗り，釜山から船で下関に，下関から汽車で富山に到着した。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に到着後，約４０日間，行進等の軍隊式の訓練を受けた。その後，原告は，精器４課に所属し，最初は飛行機の部品をグラインダーで削るミーリングの仕事をしていたが，日本人の高等女学校出身者が動員されるようになってからは，研磨の仕事に変わった。当時１２歳の原告にとって，大型でかつ動力を各機械に伝えるベルトが高速で回転する機械での作業は，大きな恐怖感を伴うものであった。旋盤で切った鋼材をミーリングの機械に固定するためにボルトを締めるのには非常に力が必要であり，特に手がかじかむ冬にはうまく締めることができず，バランスを崩して倒れ腰を打つことも何度かあった。また，原告は，ミーリングの機械で作業をするには背が低かったため，足の下に台をおいて作業していた。

本件工場においては，赤番，青番と呼ばれる昼夜２交代制がとられており，原告は，赤番に所属し，１週間ごとに日勤と夜勤を繰り返した。日勤

の時は，午前４時３０分ころに起床し，午前５時ころに工場に向けて出発し，途中で食堂に寄って食事を取り，午後６時ころから午後７時ころまで働いた。夜勤の時は，午後５時ころに出勤し，未明まで働いた。機械を休ませないために，日勤と夜勤とは１２時間交代で作業に当たった。

原告は，賃金を支給されたことはない。原告が，寮の舎監に対し，賃金について質問したところ，「銀行に預金しておくから家に帰る時に月給としてまとめて渡す。」という説明を受けた。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，第１２愛国寮で生活した。

食事は，朝が麦飯１腕，みそ汁１杯とたくあん２切れ，昼が三角パンか握り飯であり，他の部屋の者に朝食を盗み食いされても代わりの食事は与えられなかった。原告は，いつも空腹で，月に一度，実家から送ってもらう麦粉，干し餅，豆によって空腹を満たしている状態であった。

原告は，寝具としては布団１枚を与えられたのみで，冬は寒く，２人で布団を共有するなどして寒さをしのいだ。夏は暑く，シラミ，ノミ，ダニのためなかなか寝付けない状態であった。入浴した記憶はなく，洗面所で体や顔を手ぬぐいで拭く程度のことしかできなかった。

原告は，友人同士では朝鮮に帰りたいという話をしていたが，寮の舎監には怖くて帰りたいとは言えなかった。また，原告は，舎監から友人らの動静や会話内容を監視して報告するよう指示された。寮や本件工場では，ハングルは使用できず，日本語を使用していた。また，手紙は，寮の講堂に集まって書いていた。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）７月，被告不二越が沙里院に工場を建設するということで，同時期に被告不二越に来た約２００人の勤労挺身隊員らと船と汽車で沙里院に連れて来られて，そこで簡単な所持品だけ持

って１か月だけ帰宅するよう指示されたため，自宅に帰り，待機していたところ，そのまま終戦を迎えた。

原告は，１９４９年（昭和２４年）に結婚したが，夫には，１９７９年（昭和５４年）に夫が死亡するまで，勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを話すことができず，長男には，２００２年（平成１４年）ころ，本件訴訟の提起が決まり，来日する前に初めて話をした。

被告不二越は，１９４７年（昭和２２年）８月３０日，原告を被供託者として，退職慰労金不足額として２円８４銭，国民貯蓄として４６円４１銭，預金として２８３円２８銭，合計３３２円５３銭を富山司法事務局（当時）に供託した。また，被告不二越が１９４７年（昭和２２年）ころから１９４８年（昭和２３年）ころに作成した供託金還付請求者名簿には原告の名前がある。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４４年（昭和１９年）１０月１日から１９４５年（昭和２０年）８月３１日とされている。

(2) 原告朴[redacted]淑（以下，(2)において，原告というときは，原告朴[redacted]淑のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ２の１ないし３，乙４の１及び９，乙５の１，２及び１０）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９２５年（大正１４年）４月７日，ソウル市（当時は京城市）で出生し，その後，竹山[redacted]と創氏改名させられた。原告は，１９４４年（昭和１９年）当時は，既に攻玉女学校を卒業し，三越デパートに勤めており，ソウル市のいとこの家に住んでいた。原告の父は，原告が１４歳の時に亡くなっていたため，原告の家族は，母，京城市庁に勤めていた兄と姉の３人であった。家計は，豊かな方ではなかったが，苦しいということもなく，経済的には普通の生活を送っていた。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年）のある日，勤労挺身隊員を募集する旨の新聞記事を見た。原告は，新聞記事を読んで，勤労挺身隊に参加すると富山の被告不二越の工場で働くことが分かったが，その記事では，賃金が１か月７０円とされており，当時の原告の賃金の約２倍という極めて高額の賃金であったため，勤労挺身隊への参加を考えるようになった。原告が兄に相談したところ，兄は，エトウという名前の原告ら家族のことをよく知る学校の教師に相談した。エトウは，兄に「安心して日本に行けばいい。内鮮一体であり，日本人と韓国人は一緒だ。日本人を信じて。」と言った。兄は，エトウの勧めによって，原告の勤労挺身隊への参加を決めてきた。原告も兄も，エトウの言葉を信じて疑わず，何の不安もなく，今より高い賃金が支払われるということで勤労挺身隊へ参加することにしたものである。原告の母も，兄が賛成していたので，特に反対しなかった。

原告は，１９４４年（昭和１９年）７月２日，他の勤労挺身隊参加者と共にソウル市役所に集合した。ソウルなどから，約２００人が集合した。被告不二越の職員が引率者として来ていた。原告の家族は，ソウル駅まで見送りに来たが，別れの際は，泣きながら，「さようなら，行ってらっしゃい。」と言っていた。原告らは，ソウルから汽車に乗り，釜山へ行き，そこから日本に渡った。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に到着後，行進等の軍隊式の訓練を受けた。その後，原告は，精器４課に所属し，六尺旋盤で鉄を削ったり，機械に鉄を入れて切ったりという作業に従事した。原告は，女子が旋盤を使用して作業するとは思っていなかったので，最初はとまどったが，頑張って働いた。

本件工場においては，赤番，青番と呼ばれる昼夜２交代制がとられていたところ，毎日，交代時間の後２時間くらいは残業があったが，原告は，

その分残業代が増えるのだと思って仕事に励んだ。朝は午前５時ころから午前６時ころに起きて，夜は午後９時ころに寝るという生活だった。

原告は，賃金は１か月７０円で，さらに残業した時間に応じて残業代が支払われるものと思っていたが，被告不二越にいる間は，お金を使うこともなく帰国時に賃金をもらえばよいと思っていたので，被告不二越の職員に対し，賃金について質問したり，賃金の支払を請求したりしたことはなかった。帰国する際にも，賃金を支給されることはなかったが，原告は，戦争中なので，帰国した後に支払ってもらえるものだと思っていた。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，第１２愛国寮で生活した。寮は，本件工場から徒歩で１０分くらいの距離にあり，工場へ行く時には班ごとに行進した。歌を歌いながら行進したこともあった。原告は，班長をしていたため，約５０人の勤労挺身隊員らを引率した。寮からの外出は制限されており，原告は，第三次勤労挺身隊を函館まで迎えに行った時，勤労挺身隊員が入院して亡くなった際に病院まで迎えに行った時，その勤労挺身隊員のお葬式に参列した時の他は，外出したことはなかった。

寮の部屋は，１部屋８畳ほどの広さで，２部屋１６畳に２０人が生活をしていた。寮の部屋には，ストーブや火鉢等の暖房設備はなく，与えられた布団も人絹製の体がやっと隠れるくらいの掛け布団１枚であったため，原告は冬の就寝時にはとても寒い思いをした。

食事は，三角パンだった。三角パンは，食パンを斜めにカットしたくらいの大きさのものを２つくらいしかもらえず，その他に汁物が出たこともあったが，食事の量が少なかったため，原告はいつも空腹であった。

原告は，被告不二越から生理用品を十分支給されなかったため，家から持っていった生地を使っていた。入浴もできたが，どのような入浴施設にどれくらいの頻度で入ったかは覚えていない。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）７月，被告不二越が沙里院に工場を建設するということで，清津を経て沙里院まで連れて来られ，そこで自宅待機を指示されたため，帰宅した。原告は，日本から沙里院へ自分の荷物を送ったが，その荷物を受け取ることはできなかった。

その後，原告は，市役所で働くことになり，結婚するまで市役所に勤務していた。

被告不二越は，１９４７年（昭和２２年）８月３０日，原告を被供託者として，退職慰労金不足額として２円８４銭，国民貯蓄として６３円５６銭，預金として２８１円４１銭，合計３４７円８１銭を富山司法事務局（当時）に供託した。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４４年（昭和１９年）１０月１日から１９４５年（昭和２０年）８月３１日とされている。

(3)　原告張[redacted]（以下，(3)において，原告というときは，原告張[redacted]のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ３の１ないし３，乙４の１及び１０，乙５の１，２及び１１）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３０年（昭和５年）６月２９日，ソウル市（当時は京城市）で出生し，その後，長田[redacted]と創氏改名させられた。原告は，１９４４年（昭和１９年）当時，父母，弟，妹の家族５人で生活していた。原告の父は，従業員２人を使用して製粉所を経営しており，家庭は豊かな方であり，原告は，白米を食べ，毎月小遣いをもらっていた。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年），蓬莱公立国民学校高等科１年生に在学していたところ，ある日，同学年の約３５０人全員が学校の講堂に集

められ，生け花やミシンの練習，勉強の様子のほか，男性がミーリングや旋盤等で作業をしている様子が写ったニュース映画を見せられた。映画が終わった後，クラスに戻ると，担任の吉田[redacted]という日本人教師から，「映画のとおりだから勤労挺身隊に行きなさい。」，「日本に行けば勉強させてくれる。日本は良い国だ。留学することと同じだ。」などと言われて，勤労挺身隊への参加を勧められた。

原告は，担任から言われた言葉を信じて，勤労挺身隊への参加に応じたが，両親に話をすると猛反対された。しかし，原告が「日本に行って勉強して立派になって戻ってきたい。」と言って泣いて，食事もとらないで頼んだため，両親もそれ以上は反対しなかった。同じ学校からは，原告１人が参加した。

原告は，１９４４年（昭和１９年）７月，他の勤労挺身隊参加者と共にソウル市役所前に集合した。ソウルから約１５０人，仁川から約５０人が集合した。駅では，馬に乗ったり，サーベルを付けたりした警察官ら軍隊が，原告らを乗せた汽車と見送りの家族との間を隔てていた。原告は，両親と別れる時は寂しくて行きたくなくなったので，「私もう行かない。」と言って泣いたが，警察官がいたので帰ることはできなかった。

ウ　被告不二越での仕事

被告不二越に到着して最初の１週間は，全く仕事もなく，食事の時にはりんごも出たので，原告は，安心して，家族宛てに何も心配しなくていい旨の手紙を書いた。しかし，その後，行進等の軍隊式の訓練が始まると，原告は，食事をほとんど取ることなく，「お父さんに会いたい，お母さんにも会いたい。」，「家に帰りたい。」と言って泣いていたが，寮のイケダという日本人教師から，食事をよく食べて元気で待っていれば帰してくれると言われたため，その言葉に従うことにした。

原告は，精器４課に所属し，ミーリングを使用して鉄を切る作業を担当

した。原告は，ミーリングの機械で作業をするには背が低かったため，足の下に台を置いて作業していた。仕事は流れ作業で，自分のところで仕事をためると他の人にも迷惑がかかるので一生懸命働いた。なお，本件工場内では，伍長と呼ばれる日本人男性が監視のために巡回しており，居眠りをすると伍長から厳しく叱りつけられた。

本件工場においては，赤番，青番と呼ばれる昼夜２交代制がとられており，１週間毎に日勤と夜勤を繰り返した。勤務時間は，１２歳から１４歳までの者は１０時間，１５歳以上の者は１２時間となっていて，原告は，日勤の時は，午前６時ころ起床し，午前７時ころから午前８時ころ出勤し，午前８時ころから午後６時過ぎまで働き，夜勤の時は，午後７時ころから午前７時ころまで働いた。原告は，朝鮮にいる時は午後８時３０分ころに就寝する生活をしていたため，夜勤の時は眠たくて仕方なく，夜食の三角パンを食べるために休憩したときなど，ストーブの前で居眠りしてしまうことがあった。日勤の時でも仕事が終わると疲れ果て，布団を敷くとすぐ寝てしまう状態だったが，夜勤明けの時は，疲れて朝食さえも食べることができないことがあった。

原告は，冬の夜勤中，ミーリングの機械の歯車が過熱しないように水をかける作業をしつつ，眠気覚ましに近くにいた日本人女性と話をしている時に，左手が歯車に巻き込まれ，まるでするめのように手が平たくなってしまったことがあった。事故に遭ったのは午前０時ころで，午前０時ころから午前１時ころにかけて医務室で傷口に赤チンを塗り，左手を布でつるだけの簡単な治療を受け，そのまま仕事をさせられた。翌朝には左手は大きく腫れ上がっていたが，それでも病院には行かせてもらえず，左手を布でつった状態で，１日も休まずに働かされた。原告は，この怪我のため，現在でも左手を叩くと痛みを感じることがある。なお，この怪我の際も，原告は，教師に朝鮮に帰してくれるように頼んだが，１人では帰ることは

できないなどとして帰してもらうことはできなかった。

社員手帳には，毎月の賃金が記載されており，朝食８銭，昼食１０銭，夕食１２銭の１日合計３０銭が食費として引かれていた。また，寮の日本人教師に，友人と「おなかが空いたので少しお金をくれ。」と言った時には，「あんた達がなんのお金を欲しいの。」，「銀行に貯金したから心配しなくていい，家に帰るときにみんなやる。」などと言われ，お金はもらえなかった。また，原告は，被告不二越において，生け花やミシンの稽古を１，２度受けたことがあったが，勉強をする機会は全くなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，第１２愛国寮で生活した。寮は本件工場から徒歩で１０分くらいの距離にあり，寮には全部で３００人から３５０人が入寮していた。寮には，小隊長，寮長等３，４人の日本人教師がいて，勤労挺身隊員の動静を監視しており，病院に行くときなど許可された場合でない限り，外出はできなかった。

朝の起床は，日勤時は午前６時ころであり，「起床！」というかけ声で起床した後，掃除，点呼があって，部屋の前で各部屋の長が「何号室何名，事故なし。異常なし。」という報告をし，夜も点呼をしてから，「消灯！」のかけ声で一斉に寝ていた。また，工場と寮の往復の際は行進をしなければならず，「歩調とれ！」と言われたら，「１，２！」「３，４！」とかけ声をかけながら行進した。冬には靴下もなしに，下駄を履いて行進した。また，小隊長が，「何名出勤します。」「異常なし。」と報告してから出発し，帰ってきた時には「行って参りました。」という報告をしていた。

食事は，朝食が少しのご飯，みそ汁，たくあん又はらっきょうで，昼食にも最初はご飯が出たが，後に三角パンになった。最初の１週間は朝食時にリンゴ１切れが出たが，以後リンゴは出ることがなかった。原告は，あまりに食事が足りないので，月に２，３度，餅や豆を自宅から送ってもら

っており，食べ物を送ってもらった時には，食べ過ぎて下痢をすることもあった。原告は，自宅から送ってもらったお金で，食堂の横の売店で，歯磨きと箸を買ったことがある。

寮の部屋は，畳１畳が１人分のスペースであり，冬はシラミ，夏はノミがたくさん発生し，かゆくてよく眠れなかったが，消毒はされなかった。

１９４５年（昭和２０年）４月ころから，空襲警報が頻繁に鳴るようになり，同年５月から同年７月ころまでは，毎日のように警報が鳴り，原告らは，低い隣の山に防空ずきんをかぶって避難していた。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）７月，被告不二越が沙里院に工場を建設するということで，富山の伏木港から朝鮮に船で渡り，沙里院に連れて来られ，そこで１か月の休暇を与えられたため，自宅に帰り，そのまま終戦を迎えた。朝鮮に渡る船には軍人が乗っており，原告らも竹で作った浮袋を体中につけていた。連合軍の攻撃が激しかったため，船内で７日間過ごさなければならなかったが，その間水が無いので顔や髪を洗えず，歯も磨けずにつらい思いをした。

原告は，２０歳の時に結婚したが，韓国では慰安婦と勤労挺身隊とが区別されていないため，勤労挺身隊に参加して被告不二越で働いたことは夫にも友人にも誰にも話さなかった。本件訴訟を提起するにあたり，原告は，夫と息子に勤労挺身隊に参加していたことを話すことができた。息子は，「お母さん，どうしてそんなことを恥ずかしがって話をしなかったの。」と言ってくれた。

被告不二越は，１９４７年（昭和２２年）８月３０日，原告を被供託者として，退職慰労金不足額として２円８４銭，国民貯蓄として５２円４５銭，預金として７７円５１銭，合計１３２円８０銭を富山司法事務局（当時）に供託した。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４４年（昭和１９年）１０月１日から１９４５年（昭和２０年）８月３１日とされている。

(4) 原告李[redacted]順（以下，(4)において，原告というときは，原告李[redacted]順のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ４の１及び２，４の３の１及び２，４の４，原告本人）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３２年（昭和７年）１月５日，群山市で出生し，その後，博田[redacted]と創氏改名させられた。原告の父は，従業員を１０人程度使用する鉄工所を営んでおり，家庭は裕福であった。原告は，１９４４年（昭和１９年）当時，両親，姉１人，弟４人，妹１人と生活していた。

原告は，群山公立パルマ尋常小学校を同年３月に卒業し，女学校の入学試験を受験したが，不合格となり，同年４月に群山公立昭和尋常小学校の高等科に進学した。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年）９月から１０月ころ，群山公立昭和尋常小学校高等科１年生に在学していたところ，高等科１年生の３０人と小学校６年生の２０人が学校の講堂に集められ，オサダという日本人教師（以下「オサダ」という。）から，勤労挺身隊について，「お金も稼げるし，勉強もできる。生け花も学べる。」などとの説明を受けた後，原告と同じか少し年上の少女たちの豊かで楽しげな工場での生活を描いた３０分から４０分程度の映画を見せられた。映画には，美味しそうな食事の様子や少女たちが宿舎で楽しそうに遊んだり，生け花等の習い事をしたり，本を読んで勉強したりしている様子が映っていた。原告は，当時，女学校に行って勉強することを強く希望しており，映画を見て，「ああいうところならぜひ行ってみたいものだなあ。」と思った。一緒に映画を観た生徒の

うち，３０人ほどが勤労挺身隊への参加を希望した。

原告は，映画上映後しばらくして，担任教師に呼び出され，「日本に行くべきだ。」という話をされて，勤労挺身隊に参加するための書類に署名させられた。その際，勤労挺身隊に参加したら具体的にどこに行くのかという説明はなかったため，原告は，日本に到着するまで被告不二越に行くことは知らなかった。原告は，担任教師から両親の承諾書をもらってくるようにいわれたので，両親に話をしたところ，両親は，原告の勤労挺身隊への参加に反対して校長に抗議したが，校長は，原告が既に書類に署名しており，辞退はできないなどと言って，両親の抗議を取り合わなかったため，両親も諦めざるをえなかった。

原告は，１９４５年（昭和２０年）２月ころ，他の勤労挺身隊参加者と共に群山公立昭和尋常小学校に集合し，校長から激励の挨拶を受けた。同じ学校からは，２５人が勤労挺身隊に参加することになった。その後，群山駅から出発して釜山へ行き，釜山から船で下関に渡り，下関から汽車で富山まで来た。群山駅には，原告の家族ら大勢の人が見送りに来ていた。船の上では，空襲に備えた訓練が行われた。オサダは，引率者として同行し，原告らが帰国するまで，原告らと一緒に寮で生活していた。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に到着後，１か月近くの間，毎日，足を高く上げて行進する訓練を受けた。体操の訓練もあった。訓練を担当したのは日本人の女性教師だったが，行進の時に動作を間違えると，大きな声で厳しく怒られた。

その後，原告は，研磨課に所属し，ベアリングの輪の内輪を紙ヤスリで磨く作業に従事した。研磨課では約５０人が働いていて，朝鮮からの勤労挺身隊員は約１０人で，残りは日本人だった。作業は座って行うので，足は疲れなかったが，力を要する作業だったため，肩が痛くなった。また，

機械にベアリングを入れる時にベアリングを集中して見なければいけないので，目が疲れていつも充血していた。女子師範学校２年生のアオモリという日本人女性が原告らの作業班の班長であり，作業中は同女が作業を監督していたほか，日本人の工場長が巡視に回ってくることもあった。日本人学生は，休日には実家に帰っていたようで，原告は，アオモリが実家から持ってきた食べ物を分けてもらったことがあった。

勤務時間は，午前８時ころから午後７時ころまでであり，忙しい時には午後１０時ころから午後１１時ころまで働いたこともある。日曜日は休日であった。工場と寮との行き帰りは，徒歩で１０分から２０分の道のりを集団で行進した。出勤前と退社後には点呼があった。

原告は，賃金を支給されたことも，賃金についての説明を受けたこともなかった。また，原告は，被告不二越において，生け花等の習いごとを教えてもらうことも，勉強する機会も全くなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，寮で生活した。寮では，２５人が１部屋で暮らし，畳１枚が１人分のスペースだった。寮には暖房設備もなく，とても寒い思いをした。寮の入り口にある管理室には，常時３，４人の教師がいて，勤労挺身隊員の動静を監視していた。原告は，団体で外出したことはあるが，無断外出は禁止されていた。原告は，家に帰りたいとずっと思っており，友人同士では帰りたいという話をよくしたが，教師には怖くて帰りたいとは言えなかった。

また，従姉の夫が，原告に面会するために寮を訪れたことがあったが，面会は，寮の面会室で監視の日本人と一緒でしか許されず，「苦労しているだろうが我慢しなさい。」という程度の話しかできなかった。従姉の夫は，この時原告を逃亡させる計画だったが，監視が厳しくて断念したとのことであった。

原告は，被告不二越滞在中に，一度寮を移った。２番目の寮にも管理室はあり，無断外出は禁止されていたが，監視は以前よりも緩く，仕事が終わってから柿の実を拾いに隠れて外出していた。また，田舎の村を訪ねて，持っていた衣服を豆等と交換してもらうこともあった。衣服と豆等を交換しているうちに，原告は着るものがなくなってしまい，研磨の作業で使う布製のヤスリを洗って布の部分を剥がして，それを干して下着にして使用していた。

食事は，朝食には小さな茶碗に入れられたご飯と汁物とおかず１品を，昼食には昼食用に持たされた三角パン３つを食べていた。原告は，朝食の量が少なかったため，昼食用のパンも朝食の時に食べてしまうこともあった。夕食には，朝食と同じものを食べていた。原告は，いつも空腹であり，両親から送ってもらうミスカルで空腹を満たしていた。手紙は，検閲されており，両親宛ての手紙にもお腹がすいたとは書けず，ミスカルを送ってくれと書いていた。空襲警報が鳴って畑に避難した時に，あまりに空腹のため，畑のキュウリを食べたこともあった。

寮には暖房設備がなく，原告は，友人と布団を共有するなどして寒さをしのいでいた。また，原告は，入浴した記憶がなく，夏には水をかぶってしのいでいた。洗面所で体を洗ったこともあった。

原告は，１９４５年（昭和２０年）５月ころ，ジフテリアにかかり，高熱が出て，髪の毛が抜けたが，寮には他にもジフテリアにかかった人が何人もいて，小さな部屋に隔離され，１０日間ほどそこで生活した。また，疲れ目から目の具合が悪くなり，病院に行ったこともあった。

同年８月の数か月前から，ほとんど毎日のように，仕事中も夜も空襲警報が鳴った。空襲警報が鳴ると，防空ずきんをかぶって，リュックサックを担いで工場から徒歩で１時間ほどの距離にある田んぼに避難した。毎晩のようにそのような避難を繰り返すうちに，原告は，寝不足で作業中も居

眠りをするようになり，また，空襲が来ても気付かずに防空ずきんをかぶったまま寝ていたこともあった。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）８月１５日，寮の横の運動場で終戦の放送を聞いた。原告は，ともかくほっとして，これでやっと家に帰れると思い嬉しかった。終戦後は，働かなくてもよくなったが，戦後の食料難のためさらに食料事情は悪くなり，木から落ちた柿を拾ったり，木になっている柿をとって食べたりした。原告は，同年１０月，韓国に帰国した。出発時にはおにぎりを２つ支給され，それを食べながら富山から釜山まで５日間かけて渡った。原告らは，帰国時には，持ってきた衣服は全て食べ物に交換してしまっていたため，工場で支給された作業着を着ていたが，その姿は極めてみすぼらしく，そのため，釜山に到着した時には，そこにいた人から，「日本の乞食はあっちへ行け。」と言われたほどであった。

原告は，その後，学校に復学して，群山女子中学校に試験を受けて入学した。原告は，１９５１年（昭和２６年）に結婚したが，韓国では「挺身」という言葉自体が体を捧げるという意味に受け取られることが多く，慰安婦と勤労挺身隊が区別されていなかったため，夫には，結婚してから勤労挺身隊に参加して被告不二越で働いたことを告白した。子供には，現在も話していない。原告は，１９９８年（平成１０年）ころ，韓国のテレビで勤労挺身隊のことが報道されており，これにより，日本に戦後補償を求める団体を知って，本件訴訟の提起に至ったものである。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４５年（昭和２０年）３月１日から同年８月３１日とされている。

(5)　朴[redacted]姫

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ５の１ないし１３）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

朴[redacted]姫は，１９３０年（昭和５年）１１月３０日，全州郡で出生し，その後，杉本[redacted]と創氏改名させられた。朴[redacted]姫の家族は，１９４５年（昭和２０年）当時，両親，姉１人，兄２人（朴[redacted]直と原告朴[redacted]廷（１９２６年（大正１５年）９月２４日生））であった。朴[redacted]姫の父は，以前は農業を営んでいたが，当時は働いておらず，兄の朴[redacted]直が行商の仕事をして生計を立てており，経済的には普通の生活をしていた。

朴[redacted]姫は，公立全州普通小学校に通ったが，小学校４年生から卒業するまで優秀な成績を収めており，学校では，先生の教えをよく聞き，家庭でも，家族の言うことに素直に従う子供であった。

イ　勤労挺身隊への勧誘

朴[redacted]姫は，１９４５年（昭和２０年）当時，小学校を卒業して家にいたが，当時父と親しくしていた洞長から，朴[redacted]姫を日本へ行かせたらどうかと言う話があった。洞長は，父に対し，「工場で仕事をする。日本に行けばお金がたくさん稼げる。安心していい。悪いことは絶対にない。」などと言ったため，父は洞長の言葉を信じて，朴[redacted]姫にとっても家で遊んでいるよりも経験を積んだ方がいいと考え，朴[redacted]姫を日本に行かせることにして，家族にもその旨説明した。父の説明に対し，家族は誰も反対しなかった。当時の朝鮮では，父が決めたことに家族が従うことは，当然のことであった。朴[redacted]姫が日本に行くことに決まってしばらく後，被告不二越に行くことを洞長から知らされた。また，朴[redacted]姫自身は学校を卒業していたため，勉強しに行くということではなく，働きに行くものだと考えており，賃金についても，金額は不明ながら，当然もらえるものと考えていた。

朴[redacted]姫は，１９４５年（昭和２０年）３月ころ，他の勤労挺身隊参加者と共に全州市に集合して，汽車で出発した。出発の際は，両親が見送った。朴[redacted]姫は，衣服のみを持って日本へ行った。

ウ　被告不二越での仕事及び生活

朴[redacted]姫は，本件工場において，主としてベアリングの製造に従事した。原告朴[redacted]廷は，朴[redacted]姫から，工場から何人かで出かけた時には憲兵が同行しており，トイレに行く時まで付いてきたという話を聞いたことがある。朴[redacted]姫は，被告不二越において，賃金を支給されたことはなかった。

エ　帰国及び帰国後の生活

朴[redacted]姫は，１９４５年（昭和２０年）１０月ころ，関釜連絡船に乗って帰宅した。船から降ろされたところが，自宅のある全州市から離れていたため，自宅に帰るまでも辛い思いをした。帰宅後，朴[redacted]姫は，家族に対しても，勤労挺身隊として被告不二越で働いたことをあまり話そうとはしなかった。朴[redacted]姫は，１９７７年（昭和５２年）２月２０日，死亡した。

なお，朴[redacted]姫の厚生年金保険被保険者期間は，１９４５年（昭和２０年）３月１日から同年８月３１日とされている。

(6)　原告李[redacted]順（以下，(6)において，原告というときは，原告李[redacted]順のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ６の１ないし３）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３１年（昭和６年）１１月２０日，順天市で出生し，その後，茂松[redacted]順と創氏改名させられた。原告の家族は，祖母，父母，妹５人，弟１人の１０人家族であった。原告の実母は，原告が３歳のころに亡くなり，父が再婚したため，以後は継母との生活であったが，継母も原告と仲が良く，両親から可愛がられ，兄弟姉妹同士の仲も良かった。原告の家族は，１９４５年（昭和２０年）当時，農業を営んで暮らしており，原告も農業を手伝っていたが，経済的には普通の生活をしていた。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４５年（昭和２０年）３月ころ，住岩面国民学校を卒業する直前に，担任のススダという男性の日本人教師（以下「ススダ」という。）から，「国民学校卒業後は，富山の被告不二越に行って働くように。」と命令口調で言われた。ススダは，極めて厳格な教師であり，原告にとっては畏怖の対象であり，ススダから命令口調で言われたため，原告は恐怖で断ることもできなかった。当時，原告の叔父も日本のどこかで働かされており，原告は，日本に連れて行かれたら生きて朝鮮に戻ることはできないと考えていたが，ススダの勧誘を断ることはできなかった。

原告が，ススダからの話を両親に伝えると，両親も，原告が日本に行くことに反対したが，面の役人からも被告不二越に行かなければならないと言われ，原告は，やむをえず日本に行くことになった。原告は，もはや生きて家族のところに戻ることはないと覚悟を決めたが，日本に行く前日は思わず泣いた。

原告は，同月ころ，面の職員と一緒にトラックに乗って順天に向かい，順天から麗水まで行き，麗水港から船で下関に行き，下関から汽車で富山に行った。原告のクラスからは，原告も含め４人が被告不二越に行くことになったが，４人の内２人は途中で家族に連れ戻された。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越において，旋盤を回して，船や飛行機の部品を製造する作業に従事した。最初に，日本人女性から作業についての説明を１回受けたが，その後は周囲の人の仕事ぶりを見よう見まねで仕事を覚えた。部品の製造についてはノルマがあり，仕事が終わると，製造個数を記入しなければならず，ノルマを達成することができないと，班長から厳しく叱られた。また，原告は，日本人の大人に混じって仕事をした。

原告は，朝から夕方まで仕事をし，残業もした。休憩は，昼休みの約１時間のみであった。原告の仕事は立ち仕事であり，仕事が終わると大変疲

れて，寮に戻って夕食を食べるとすぐに寝てしまっていた。原告は，何度か風邪を引いたが，風邪程度では仕事を休ませてもらうことはできなかった。

原告は，そもそも募集時に被告不二越で働けば賃金をもらえるという話さえなかったため，賃金を請求することを思いつきもしなかったし，実際に賃金を支給されたこともなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越においては，寮で生活した。寮には，同時期に勤労挺身隊として動員された朝鮮人がまとめて入れられていた。常に団体行動であり，自由な時間はほとんどなく，外出も禁止されていた。起床後は，制服，帽子を身につけ，舎監に敬礼した後，隊列を組んで工場に行った。門番の前を通過する時は，日本語で「行って来ます。」，「ただ今帰りました。」と言うことになっていた。また，寮や工場では，ハングルの使用は禁止されており，日本語しか使用することができなかった。

食事は，朝食が麺とご飯をまぜたものが１杯であり，昼食が三角パン，夕食がご飯とみそ汁であった。同じ内容の食事が繰り返され，量も少なかったため，原告は，いつも空腹であった。また，原告は，寮で入浴した記憶はなく，洗面所の水で体を洗っていた。

原告が働きだしたころには，ほとんど毎日のように空襲警報が鳴った。空襲警報が鳴ると，水をかぶって，工場の近くの林のようなところに避難した。避難する際に布団を持っていき，木の下で寝たこともある。なお，原告は，防空壕等を見たことはなく，避難したこともなかった。そして，毎日のように空襲警報が鳴る度に起こされて避難しなければならなかったため，原告は，夜に寝ることがほとんどできず，翌日は寝不足のまま仕事をした。

原告は，１９４５年（昭和２０年）５月ころ，朝鮮で隣村にいた同い年

の友人である朴某に，「日本に住んでるおじさんのところに行こう。」と誘われて寮から逃げ出したことがあるが，警察官に見とがめられ，交番に連れて行かれて，拳骨で殴られた。その後，原告らは，寮に戻ったが，「全羅道の恥だ。」などと同じ寮の人からも叱られた。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）８月１５日の終戦後は仕事をすることはなく，同年秋ころ，富山から下関に行き，そこから船で麗水に行き，自宅に帰った。

原告は，帰宅後，両親の農業の手伝いをして暮らし，１８歳になると，近くの村の人と結婚した。夫は，既に病死している。原告が結婚した後，近所に住んでいた面の事務員が「日本に送って申し訳なかった。」と謝りに来たことがあった。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４５年（昭和２０年）４月８日から同年９月１日とされている。

(7)　原告全[redacted]（以下，(7)において，原告というときは，原告全[redacted]のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ７の１ないし５，乙４の１及び８，乙５の１，２及び９，原告本人）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３０年（昭和５年）５月１４日，馬山市で出生し，その後，松田[redacted]と創氏改名させられた。原告の父は，原告が３歳の時に亡くなり，原告は，１９４４年（昭和１９年）当時，祖父母，母，兄及び父方の叔母の５人と生活していた。原告の母は，市場で魚を売って家計を支えており，経済的には普通の生活であり，原告は，おやつを食べることもできた。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年）２月，馬山市ソンオ国民学校６年生に在学していたところ，被告不二越の男性職員が２人やって来て，６年生の女子約１５０人が講堂に集められ，女性が旋盤を使用して仕事をしている様子や生け花をしている様子等が映った約１時間程度の活動写真を見せられた。その後，被告不二越の男性職員が，原告らに対し，「不二越に行けば，お金を稼ぎながら，勉強もでき，技術も身に付けることができる。生け花も習うことができる。」，「不二越までは会社の社員と先生が付き添う。」などと言って，被告不二越に働きに行くよう勧めてきた。契約期間は２年間と言われた。学校の教師も，原告に対し，「不二越での仕事はあなたに合っている。」などと言って，被告不二越に行くよう勧めてきた。

原告は，当時，将来自分で事業を始め，少しでも母に楽をさせたいと思っていたこともあり，勉強ができて，仕事に必要な技術も身に付けることができ，お金も稼ぐことができるという話をとても魅力的に感じ，また，国民学校で受けた皇民化教育の影響もあり，２年間日本に忠義を尽くそうと思い，勤労挺身隊に参加したいと考えるようになった。

原告が母に相談すると，母は，「どうしてわざわざ遠くに苦労しに行くのか。」と反対したので，母を説得しようとしたが，母の反対の態度は変わらなかった。また，原告の家には，当時，原告と叔母の２人の独身女性がいる状態であり，洞の役人からは「１つの家庭に２人の娘がいる場合，その内の１人は勤労挺身隊に行かせろ。」と言われていたが，原告の母は，それでも原告が被告不二越に行くことに反対し，役人に対しても，原告らを行かせないと言っていた。しかし，原告は，役人に上記のように言われていたこともあり，叔母か自分のどちらかが日本に行かなければならないのであれば，叔母の代わりに自分が行こう，母の承諾が得られないのであれば，母の知らないうちに行こうと考えて，勤労挺身隊に参加することにした。

原告は，１９４４年（昭和１９年）４月ころ，他の勤労挺身隊参加者と共に馬山市庁に集合した。原告と同じ国民学校からは５人が勤労挺身隊に参加した。被告不二越までは，オオムラ先生とハラシ先生（被告不二越の工場の担当者の女性）が引率した。馬山市庁には約５０人が集合しており，全員が女性で，１４歳から２０歳ぐらいまでの者であった。見送りの家族がたくさん来ていた。歓送会の後，馬山を出発して釜山に着くと，チンジュ市から来た約５０人と合流し，約１００人が同じ船に乗って日本に行った。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に到着後，最初の３日間ほどは生け花を教えてもらった。原告らが生け花を教えてもらっている時，寮長がたくさんの写真を撮っていた。その後，原告は，本件工場と寮との往復の際の行進の訓練を行い，本件工場で，ガワヌキと呼ばれるベアリングの内輪と外輪を組み合わせる作業に従事した。最初に日本人女性から説明を１回受けたが，その後は１人で作業をしなければならず，原告は，周囲の人に仕事ぶりを見て仕事を覚えた。ベアリングの製作についてはノルマがあったが，原告は，多く作るほど多く賃金がもらえると思って，ノルマを多く超えて製作したが，ノルマを達成できない者は，班長から叱られていた。ノルマは，大人と同じ量であった。

本件工場においては，赤番，青番と呼ばれる昼夜２交代制がとられており，１週間毎に日勤と夜勤を交代した。日勤の時は，午前６時ころ起床し，朝食後に出勤し，午前７時ころから午後６時ころまで働いた。休憩は，昼食休憩の１時間のみであった。夜勤の時は，午後６時ころから仕事が始まり，午前０時ころから午前１時ころまでの１時間が休憩時間であり，お弁当かパンを食べていた。ほとんど休憩はなく，ずっと立ちながら仕事をしていたので，寮に帰って食事をするとすぐに寝てしまう状態だった。

原告は，昼勤と夜勤の交代時に機械に油を差す時に，パイプを使って口で油を吸い込み，十分な量の油を吸い込むとパイプの口をふさいで油が元に戻らないようにしていたが，口に油を吸い込みすぎて，油を飲んでしまうことがよくあり，このため，喉を痛め，冬には咳がひどくなった。また，原告は，仕事中に母のことや故郷のことを思い出してぼんやりしてしまい，そのため，機械のベルトが外れて，左手の薬指と小指を切る怪我をしたことがある。出血がひどかったため，病院で薬指を３針縫う手術を受けた。抜糸は約１週間後であったが，仕事は怪我をした翌日からしなければならず，怪我をした手に力が入らずにノルマを達成できなくなった。本件工場には暖房設備がなく，冬には寒さのために何度も風邪をひいたが，仕事を休むことはできなかった。

原告は，勧誘に来た被告不二越の職員や寮長から，賃金は２年間の契約期間が終わって，帰る時にまとめて渡すと言われていたため，賃金を支給されたことは一度もなかった。富山に来てから約３か月後に寮長から３か月分の賃金を実家に送ったと言われたことがあったが，実家に手紙を出して確認したところ，賃金は送られていないという返事が来たため，寮長に再び確認したところ，寮長は，賃金は銀行に預けてあり，２年後に必ず支払うと話を変えた。原告は，寮長を信頼していたため，寮長の話を信じ，帰国する時に賃金をもらえると思い，その後，賃金の支払を要求することはなかった。

原告は，被告不二越において，勉強する機会は全くなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，寮で生活した。寮では，１部屋に７，８人が生活していた。原告が入寮してしばらくして，脱走者が１人出て，その後，寮長による監視が厳しくなり，寮では常に団体行動をとるように言われ，外出は禁止されていた。起床時，出勤時，退社時，就寝時に点呼が

あった。

食事は，朝食がご飯，みそ汁，たくあんであり，昼食は初めのころは弁当であったが，すぐに三角パンになり，夕食は朝食と同じであった。たまに夕食にニシンやワラビの漬け物が出ることがあった。原告は，食事の量については，朝鮮で生活していた時の半分くらいのように感じており，常に空腹であり，実家から届けられた大麦を炒って粉にしたミスカルを水に溶かして，お腹が一杯になるまで飲んで空腹を満たしていた。母からは約２か月に一度荷物が届けられた。

１９４４年（昭和１９年）から１９４５年（昭和２０年）にかけての冬には，寮の１階が埋まるほどの降雪量があったが，寮には一切暖房設備がなく，原告は，とても寒い思いをした。原告は，寝具として，敷布団と掛け布団をそれぞれ１枚ずつ与えられ，布団にくるまり寒さをしのいだが，やがて足腰に強い痛みを感じるようになり，座骨神経痛を患うきっかけとなって，現在も扇風機の風を受けることができない状態である。入浴は，１週間に１回程度であった。

１９４５年（昭和２０年）の春ころからは頻繁に空襲警報が鳴るようになった。空襲警報が鳴ると，全員が起こされて，防空ずきんをかぶって工場の裏にある畑に避難した。防空壕に避難したことはない。避難時に畑からジャガイモを拾って，生のまま食べたこともある。また，空襲警報が鳴る度に起こされて避難したため，原告は，睡眠不足の状態で仕事をしなければならなかった。

原告は，被告不二越において，工場長や寮長から，「半島人」などと言われて悔しい思いをした。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）７月，被告不二越が沙里院に工場を建設するということで，沙里院に連れて来られ，そこで１か月の休暇を与

えられ，同月２０日ころ，自宅に帰宅し，そのまま終戦を迎えた。持ってきた荷物は沙里院に置いてきた。家族は，原告の帰宅を事前に知らされていなかったため，最初は驚いたものの，すぐに喜び，とりわけ母は，生きて再び会うことができたことを非常に喜んだ。原告は，賃金は後でもらえるものと帰国後も信じており，被告不二越からの連絡を待っていたが，何の連絡もなかった。

その後，原告は，看護師として約１年間働き，２７歳の時に結婚したが，韓国では慰安婦と勤労挺身隊とが区別されていなかったため，勤労挺身隊に参加して被告不二越で働いたことは誰にも話さなかった。

被告不二越は，１９４７年（昭和２２年）８月３０日，原告を被供託者として，退職慰労金不足額として２円８４銭，退職積立金として３円３０銭，国民貯蓄として６８円８２銭，預金として１０２円２６銭，合計１７７円２２銭を富山司法事務局（当時）に供託した。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４４年（昭和１９年）１０月１日から１９４５年（昭和２０年）８月３１日とされている。

(8) 原告徐[redacted]蓮（以下，(8)において，原告というときは，原告徐[redacted]蓮のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ８の１ないし３，乙４の１及び３，乙５の１，２及び４，乙３６）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３１年（昭和６年）４月１日，慶州市で出生し，その後，達川[redacted]と創氏改名させられた。原告は，１９４４年（昭和１９年）当時，祖父母，父母，兄２人，弟２人の家族９人で生活していた。原告の父は，地主で，漢方医をしていたため，家庭は豊かであり，原告は他に姉妹がいなかったこともあり，大変可愛がられ，いわゆるお嬢様のような生活をし

ていた。原告は，上級学校に進学することを希望していたが，祖父に女性だからという理由で反対されていた。なお，原告徐[redacted]南は，原告の従姉である。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年），国民学校の担任のオオタニという教師（以下「オオタニ」という。）から呼び出された。オオタニは，原告に対し，「不二越へ行けば勉強ができ，生け花も教えてもらえる。」などと言って，日本に行って働くことを何度も勧めてきた。原告は，上級学校への進学を強く希望していたため，被告不二越へ行けば勉強ができるということに大変な魅力を感じ，両親に対し，被告不二越に行かせてくれるよう泣いて懇願した。

原告は，同年５月ころ，勤労挺身隊に参加するため，衣服と食料を持って家を出て，慶州の駅から汽車に乗り，釜山から下関を経由して富山に来た。原告と勤労挺身隊員として一緒に来日した２８人のうち，同じ学校の出身者は２５人で，そのうち，同じクラスの者が１０人いた。

ウ　被告不二越での仕事について

原告は，被告不二越に到着後，行進等の軍隊式の訓練を受けると，旋盤を使用して丸い小さな部品を製造する作業に従事した。原告の作業を指導していたのは，日本人女性であり，周囲で働いていた者の多くも日本人であった。原告は，作業中に両親や故郷のことを思い出しては泣いた。原告の勤務時間は，午前９時ころから午後５時ころまでであった。

また，原告は，被告不二越において，勉強を教えてもらう機会は全くなかった。

エ　被告不二越での生活について

原告は，被告不二越において，第１２愛国寮で生活した。寮には２人の女性の舎監がおり，朝晩の点呼を受けた。寮は，本件工場から徒歩で１０

分くらいの距離にあり，「海越えて，山越えて」などと歌いながら，通勤した。

原告は，朝鮮で勧誘を受けた時には，年に１，２回は帰省できると言われていたため，舎監に帰省させてくれるよう頼んだが，帰省させてもらうことはできなかった。当時，帰省は許されると信じていた勤労挺身隊員は多く，舎監に抗議する者も多かった。

食事は，寮の外から運ばれ，寮で食べた。量が少なく，いつも取り合いをして食べていた。友人の中には舎監にばれないように外へ出て食べ物を取ってくる者もいた。

原告は，空襲警報が鳴ると，本件工場の近くにあった数名程度入ることができる防空壕まで避難していた。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）７月，被告不二越が沙里院に工場を建設するということで，同時期に被告不二越に動員された勤労挺身隊員らと沙里院まで連れて来られたが，工場が完成していなかったため，自宅待機を指示され，慶州の自宅に帰宅して，そのまま終戦を迎えた。原告は，賃金については，沙里院に着いたら賃金を預金した預金通帳を渡すという説明を受けていたが，結局そのような預金通帳を渡されることはなかった。

その後，原告は，慶州女子中学校に３年間通学し，慶州男子中学校師範科へ１年間通って教師の資格を取得し，慶州市内の小学校の教師になり，５年間勤務した後，２４歳で結婚して，仕事を辞めた。韓国では勤労挺身隊と慰安婦の区別がついていないため，原告は，本件訴訟提起を決意するまで，夫に勤労挺身隊に参加したことは話せずにいた。なお，子供らには未だに話していない。

被告不二越は，１９４７年（昭和２２年）８月３０日，原告を被供託者として，退職慰労金不足額として２円８４銭，退職積立金として４円３８

銭，厚生年金として１８円，国民貯蓄として１１０円５９銭，預金として８０円８７銭，合計２１６円６８銭を富山司法事務局（当時）に供託した。また，被告不二越が１９４７年（昭和２２年）ころから１９４８年（昭和２３年）ころに作成した供託金還付請求者名簿には原告の名前がある。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４４年（昭和１９年）１０月１日から１９４５年（昭和２０年）８月３１日とされている。

(9) 林[redacted]

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ９の１ないし４）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

林[redacted]は，１９３２年（昭和７年）３月１３日，忠州市（当時は忠清北道忠州郡）で出生した。林[redacted]の家庭は，麺類や菜種油の販売業を営んでおり，経済的には普通の生活であった。林[redacted]は，６人兄弟の４番目の子であったが，兄２人は経済的な理由から小学校までしか行けず，林[redacted]も小学校を卒業後は進学を希望していたものの，進学は難しい状況であった。

原告金[redacted]培は，林[redacted]の夫であり，原告金[redacted]海，同金[redacted]月，同金[redacted]寛及び同金[redacted]徳は，林[redacted]の子である。

イ　勤労挺身隊への勧誘

林[redacted]は，１９４５年（昭和２０年）ころ，校峴小学校６年生に在学していたところ，担任の山本[redacted]という日本人教師（以下「山本」という。）から，被告不二越に働きに行けばよい待遇が受けられるなどと言われて，勤労挺身隊への参加を勧められた。林[redacted]は，山本の話を聞いて被告不二越に行きたくなり，両親に相談したが，両親は，「幼い娘がどこへ行くのか。」などと言って反対した。しかし，山本が３回も自宅を訪問して熱心に勧誘し，林[redacted]自身も被告不二越へ行くことを希望したため，両親も最後には承諾した。林永淑のクラスからは十数人が，同小学校の６年生全体

で約２０人が，勤労挺身隊に参加した。林[redacted]は，卒業を待たずに来日したので，来日後，被告不二越において，小学校の卒業証書をもらった。

林[redacted]は，同年３月ころ，他の勤労挺身隊参加者と共に忠州の駅に集合して，清州に行き，そこから連絡船で日本に渡った。清州の忠清北道庁前に集合した時には，勤労挺身隊参加者は約１００人おり，監視のための警察官がいた。被告不二越の職員数人のほか，校峴国民学校高等科教師が勤労挺身隊参加者の引率にあたり，教師は，被告不二越到着後，林[redacted]らと一緒に働いていた。日本に渡る船中では，空襲時の避難訓練があった。

ウ　被告不二越での仕事

林[redacted]は，被告不二越に到着後，日本人女性の指導の下，数日間にわたり，行進や体操の訓練を受け，その後，ヤスリで鉄を削って飛行機の部品を作る作業に従事した。作業中は，日本人男性の班長が作業を監視していた。部品の製造については１日のノルマが決まっており，仕事が終わると製品を入れた箱を持っていって，班長の点検を受けた。勤務時間は，午前８時ころから午後５時ころまでだった。

林[redacted]は，賃金を支給されたことも賃金についての説明を受けたことも全くなかった。また，お茶や生け花等の習い事の稽古を受けたことも全くなかった。

エ　被告不二越での生活

林[redacted]は，被告不二越に到着後，寮で生活した。寮では，１２人が１部屋で生活し，畳１枚が１人分のスペースであり，出勤前と退勤後食事前に班長による点呼があった。寮１階の事務所には，被告不二越の職員らしい日本人が５，６人おり，勤労挺身隊員らを監視していて，外出時には事務所に届け出て，許可状をもらわなければならず，ほとんど外出することができなかった。午前７時ころに鳴るサイレンとともに起きて，午後９時ころに鳴るサイレンに合わせて寝ていた。

食事は，朝食が弁当箱に入ったご飯，昼食はおにぎり，夕食はご飯，野菜のおかず，みそ汁のような汁物で，肉や魚のおかずはなかった。また，林[redacted]は，病気になることはなかったが，寮の同じ部屋の友人が腸チフスに罹り入院したことがあった。

林[redacted]は，１９４５年（昭和２０年）８月１５日には激しい空襲を体験し，あまりに遠くまで逃げたために，空襲が終わってもすぐに帰ることができず，日本人の民家に立ち寄り食べ物をもらいながら帰る途中で，終戦を知った。

オ　帰国及び帰国後の生活

林[redacted]は，１９４５年（昭和２０年）１０月，船で釜山まで行き，そこから自宅まで帰宅し，帰宅後は家業を手伝って生活した。林[redacted]は，１９５２年（昭和２７年），１９歳の時に結婚したが，結婚前は夫に勤労挺身隊に参加して被告不二越で働いたことを話さなかった。林[redacted]は，原告張[redacted]から本件訴訟のことを聞き，訴訟提起を決意した。林[redacted]は，２０年ほど前に高血圧で倒れ，以後半身不随となって，自宅で療養生活を続けていたが，その後，糖尿病を患うなどし，本件訴訟係属中である２００４年（平成１６年）１２月５日に死亡した。

なお，林[redacted]の厚生年金保険被保険者期間は，１９４５年（昭和２０年）３月１日から同年８月３１日とされている。

(10)　原告朴[redacted]一（以下，(10)において，原告というときは，原告朴[redacted]一のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ１０の１ないし３）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９２２年（大正１１年）１月３日，平安南道に出生し，その後，森本[redacted]一と創氏改名させられた。原告は，１９４４年（昭和１９年）

当時，父母，兄３人，姉１人，弟１人，妹１人の家族と生活し，農業の手伝いをして生計を立てており，結婚を間近に控えた婚約者がいた。

イ　徴用

原告は，１９４４年（昭和１９年）の秋ころ，面の班長から徴用令書を受け取り，徴用を受けた他の者らとともに面事務所に集まり，被告不二越まで連れて来られた。面事務所に集合したのは約１５０人で，全員男性であった。徴用令書が来た時は，原告も家族も２度と会えないと思って嘆き悲しみ，親子で別れの杯を交わした。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に到着後，訓練所で２か月程度の訓練を受けた。昼は行進等の軍事訓練を受け，夜はぞうきんがけや床磨きをした。原告は，訓練終了後，本件工場にある食堂で掃除，荷物の運搬，調理補助等の仕事に従事した。原告は，午前６時ころ起床して，食堂の清掃をし，労働者が朝食をとった後にまた清掃して，その後ようやく朝食をとることができた。２日に一度は，午前１０時ころから午前１１時ころに米が食堂に到着して，これを食堂内に搬入したが，これは，男性４人がかりで６０キログラムから７０キログラムもある米の袋を食堂内に運び入れる重労働であった。午後０時ころに労働者の昼食が終わった後，昼食をとり，清掃をした後，リヤカー様の車にゴミを積み，海まで運んで捨てる作業をしたが，これも前で１人が引いて，後ろで３人が押してやっと運ぶことができる作業であった。この作業が終了してから労働者に夕食をとらせるため，昼食後テーブルに上げた椅子を元に戻し，その後原告らも夕食をとって，掃除をし，全ての仕事が終わるのは午後７時ころから午後８時ころであった。これらの仕事の他にも大根の皮をむくなどの調理補助の仕事もあり，原告は慣れずに時々手を切った。昼食時間以外の休憩時間はなく，休日はなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，寮で生活した。寮は，本件工場から歩いて１０分くらいの距離にあり，仕事から戻ると点呼があり，外出は原則として禁止されていたが，原告は，平日に比べ，食堂を利用する人の少ない日曜日にこっそり外出することもあった。寮には暖房器具がなく，寝具は布団しかなかったため，原告は寒い思いをし，２人で体を寄せて寝たこともあったが，班長に発見されると咎められ，棒で頭を叩かれた。入浴は，月に２，３回しかできなかった。

食事は，ご飯，大根等の野菜の入ったみそ汁，たくあん程度であり，その量は，朝鮮にいた時の３分の１程度であったため，ごみ箱から残飯を拾って食べることもあった。

原告は，１９４５年（昭和２０年）８月には激しい空襲を経験し，その時は海の中に入って避難した。原告は，空襲で感じた強い恐怖を今でも忘れることができない。

オ　帰国及び帰国後の生活

１９４５年（昭和２０年）８月１５日の終戦後は仕事がなくなり，原告は，非常用に持ってきていたお金で食べ物を買うなどして生活し，同年１１月１１日，自宅に帰ったが，あまりに衰弱していたため，来日前にしていた農作業の手伝いもできないほどであった。その後，原告は，婚約者と結婚したが，朝鮮戦争で妻と離ればなれになり，現在は３０歳の時に再婚した妻と２人で生活している。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４４年（昭和１９年）１２月１日から１９４５年（昭和２０年）８月３０日とされている。

(11)　原告羅[redacted]（以下，(11)において，原告というときは，原告羅[redacted]のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ１１の１ないし５，乙４の１及び５，乙５の１，２及び６，乙１５の１４，原告本人）及び弁論の全趣旨によれば，

以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９２９年（昭和４年）３月２８日，浦項市で出生し，その後，青山[redacted]と創氏改名させられた。原告は，１９４４年（昭和１９年）当時，父母，兄１人，姉１人，弟３人，妹２人と生活していた。原告の父は，商船の船長をしており，大阪港や神戸港に寄港したこともあり，家庭は豊かな方であった。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年）３月，兄山尋常小学校を卒業したところ，その直後に日本に働きに行くようにとの小学校からの通知を受け取った。これは，小学校が，行政当局の日本に働きに行く勤労挺身隊員を集めるようにとの指示に従って，成績優秀者に対し，送ったものであった。その後，浦項の邑の事務所に原告を含む２５人が集められ，説明会が実施された。説明会には，邑の安という女性職員と小学校の女性の朝鮮人教師も来ていた。

説明会では，被告不二越の職員が，原告らに対し，被告不二越に２年間行くと，①技術を学ぶことができ，帰国してからその技術を教えることができること，②勉強も教えてもらえること，③月給が支払われること，④生け花，書道，ミシンも教えてもらえることなどを説明した。原告は，説明会での話を信じて日本に行こうと考えたところ，原告の両親は，反対したが，里長が，原告の母に対し，原告を被告不二越に行かせなければ母を慰安所に送ると脅かしたために，母は，反対できなくなった。

説明会に参加していた原告を含む２５人は，同年４月末ころ，邑の事務所に集合し，説明会にも参加していた被告不二越の職員，邑の職員，小学校の教師に引率され，被告不二越まで連れて来られた。なお，原告らは，朝鮮半島から被告不二越に来た最初の勤労挺身隊員であった。

ウ　被告不二越での仕事

被告不二越に到着すると，１９４４年（昭和１９年）５月ころ，入社式があり，写真を撮影した。被告不二越に到着して４，５日は，邑の職員と小学校の教師の２人の引率者が一緒にいて，仕事はなかった。２人の引率者がいなくなった後に，仕事が始まり，原告ら２５人は，熱処理部に配属され，様々な班に分けられた。原告が配属された熱処理班の班長は佐々木伍長であり，他に班員が２人いた。原告は，日本人女性から教えられて，ドリル，くぎ，ネジ類を熱したものを油につけて冷やす作業や熱処理したものをマイクロメーターで検査する作業をした。原告が担当した作業は，熱処理した部品を扱うものであり，手元が狂えば火傷をしかねない危険なものであった。

原告の勤務時間は，午前８時ころから午後６時ころまでであり，夜勤はなかったが，忙しい時は，自分の仕事が終わった後に別の班の仕事を手伝った。原告は，仕事のことで怒られたことはなかったが，他の勤労挺身隊員が怒られて泣いているのを見たことがある。休日はなかった。

原告は，賃金を支給されたことはない。原告は，寮の舎監に対し，賃金について質問したところ，「通帳に入れてある。」と言われたが，通帳は見たことがない。また，原告は，被告不二越において，生け花と書道を１回ずつ教えてもらったが，勉強する機会は全くなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，第１２愛国寮で生活した。寮の建物は，比較的新しく，工場の前にあり，コンクリートの塀に囲まれていた。当初は，朝の出勤時，守衛に対し，「行って参ります。」と言っていたが，後に「決死増産，やりましょう。」という言葉に変わった。寮では，畳１枚が１人分のスペースであり，８人ないし１０人が１つの部屋で寝泊まりする団体生活であった。自由に外出することはできなかった。原告は，故郷

や家族のことを思い，ホームシックになったが，手紙も検閲されていたため，家族宛ての手紙にも帰りたいとは書くことはできなかった。１９４５年（昭和２０年）４月には，原告の父が亡くなったという電報が届いたため，原告は帰国を申し出たが，認めてもらえなかった。また，寮の舎監は，厳しい人であった。

原告は，被告不二越に来た最初のころは，それほど空腹を感じることもなかったが，その後，食事の量が減らされていき，１９４５年（昭和２０年）ころからは，昼食は三角パンになり，夕食の量も少なくなり，いつも空腹を感じるようになった。あまりの空腹のために，食べ物を求めて外出した者もいたが，舎監から厳しく叱られていた。

寮には暖房設備はなく，冬でも敷布団と掛け布団しか与えられず，毛布がなかったため，とても寒く，原告は，友人と布団を共有するなどして寒さをしのいだ。

原告は，仕事中に怪我をしたことはなかったが，１９４４年（昭和１９年）には額にできものができて，顔が膨れる病気に罹り，約１週間，不二越病院に入院したことがあった。また，同時期に勤労挺身隊に参加した者の中には，病気になって帰国した者もいた。

１９４５年（昭和２０年）になると頻繁に空襲警報が鳴り，日中，夜間を問わず，避難袋をもち，防空ずきんをかぶって何回も避難した。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）７月ころから同年８月ころ，被告不二越が沙里院に工場を建設するということで，清津を経て沙里院まで連れて来られて，そこで数日間の休暇を与えられて帰宅した。この際，持ってきた荷物は沙里院に置いてきた。この行程には，佐々木伍長が同行した。原告は，自宅で終戦を迎えたが，その後，沙里院に置いてきた荷物を探すことはできなかった。

原告は，１８歳のころ，結婚したが，夫や子供にも勤労挺身隊に参加して被告不二越で働いていたことを話すことができず，当時の写真も隠していた。１９９９年（平成１１年）になって，新聞で勤労挺身隊と慰安婦とを区別した上で勤労挺身隊の人は申告しましょうとの内容の報道がされた時に，初めて夫に話すことができた。夫は，「一緒に行った人が訴訟をやっているのなら，お前もやってみなさい。」と言ってくれた。

被告不二越は，１９４７年（昭和２２年）８月３０日，原告を被供託者として，退職慰労金不足額として２円８４銭，厚生年金として２１円，国民貯蓄として８０円２９銭，預金として１８１円７３銭，合計２８５円８６銭を富山司法事務局（当時）に供託した。

(12) 原告安[redacted]（以下，(12)において，原告というときは，原告安[redacted]のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ１２の１及び２，１２の３の１及び２，１２の４及び５，乙４の１及び７，乙５の１，２及び８，原告本人）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３０年（昭和５年）８月２３日，馬山市で出生し，その後，安本[redacted]と創氏改名させられた。原告の父は地主であり，銀行の支店長や区長も務めており，家庭は裕福であった。原告は，６人兄弟の１番下の子であり，両親から大変可愛がられた。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年），成湖国民学校６年生に在学していたところ，ある日，学校の体育館に男女約２００人が集められ，工場での作業風景や女性が生け花をしている様子が写った映画を見せられた。原告は，映画が終わった後，担任の日本人教師から呼び出されて，校長，担任及び日本から来た男性２人から，被告不二越に行けば，「女学校で勉強が

できる。」，「お金を稼げる。」，「生け花が習える。」などと言われて，勤労挺身隊に参加することを勧められた。原告は，当時，上級学校に進学し，将来は公務員になりたいという夢があり，女学校で勉強ができるという点に特に魅力を感じて，両親に相談したところ，両親は激しく反対したが，校長らは，両親に対し，「被告不二越へ行くと本当に良い。しっかり連れて行って，しっかり連れて帰るから安心して任せて欲しい。」などと言って説得しようとした。原告が被告不二越に行くことを強く希望したため，原告の母は，最終的には承諾したが，原告の父は，最後まで反対した。

原告は，同年３月に国民学校を卒業後，同年６月ころ，他の勤労挺身隊参加者と共に馬山市役所に集合した。馬山全体で約５０人から６０人が集まり，そのうち同じ学校の出身者は，約５人か６人であった。原告は，日本人男性２人の引率で，被告不二越まで連れて来られた。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に到着後，３日程度，掃除の仕方，食事の配当，風呂に入る順番・時間等の説明を受け，７日程度，点呼の受け方等の訓練を受けた。その後，原告は，旋盤を用いて，飛行機のベアリングを製造する作業に従事した。具体的には，鉄の棒に予めふってある目盛りまで穴を開けて切断する作業を繰り返した。原告は，ベアリングを多く製造するほど賃金が高くなると言われていたため，通常は１日に２００個程度製造するところを，１日に２００個から３００個製造していた。また，原告は，背が低かったため，木の台に乗って作業をした。

本件工場においては，赤番，青番と呼ばれる昼夜２交代制がとられており，１週間交代であった。原告の勤務時間は，日勤の時は，午前８時ころから午後６時ころまでであり，午後０時から午後１時までの昼食休憩以外の休憩時間はなかった。夜勤の時は，午後６時ころに夕食をとった後，翌日の午前８時ころまで仕事をした。

原告は，被告不二越で働き始めて約１か月が経過した時に賃金が支給されなかったため，寮の舎監に質問したところ，舎監は，「会社の方で銀行に貯めてあって，期限が終わって朝鮮に帰る時に支払う。」と回答した。原告は，舎監の言葉を信じて，その後，賃金のことを質問することはなかったが，結局賃金を支給されることはなかった。

また，原告は，勉強や生け花を教えてもらうことがなかったため，舎監に何度か質問したところ，舎監は，「分からないからもう少し待ってくれ。」という回答に終始した。原告は，生け花は何度か教えてもらえたが，女学校に通わせてもらえることはなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越に到着後，寮で生活した。寮では，出勤時と退社時に点呼を受けた。原告は，他の勤労挺身隊員らと共に舎監に連れられて，一度だけ公園やデパートに行ったことはあるが，外出は原則として禁止されていた。外出したことが舎監に知られると罰を受けたが，原告は，病院へ行くなどと言って外出許可証をもらい，朝鮮から持ってきた衣服等を持って外出し，食べ物と交換したこともあった。手紙は，舎監に検閲されていたため，思うようなことを書くことができなかった。また，原告が被告不二越にいる間に父が亡くなったが，帰国することができなかった。

食事は，朝食がごはん，みそ汁，たくあんなどの漬け物，昼食が中に具が入っている三角のパン１個か，こぶし大の握り飯１個か混ぜご飯であり，ご飯の量も少なく，原告は，絶えず空腹であった。

寮には，こたつやストーブといった暖房施設は全くなく，寝具も敷布団１枚と毛布２枚しか与えられず，冬にはとても寒い思いをした。原告は，友人と２人で布団を共有し抱き合って寝るなどしたが，それでも空腹と寒さで眠れないことがしばしばあった。

原告は，１週間に１回程度，寮の中の風呂に入っていた。

１９４５年（昭和２０年）になると頻繁に空襲警報が鳴り，日中でも，防空ずきんをかぶって何回も避難した。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）７月，被告不二越が沙里院に工場を建設するということで，沙里院まで連れて来られ，そこで１か月の休暇を与えられて帰宅した。この際，持ってきた荷物は，沙里院に置いてきた。原告は，賃金の支払を請求したが，「２年間の期限が終わっていないので出せない。」と言われ，帰宅するための汽車の切符だけ渡してもらった。原告は，自宅で終戦を迎えた。

その後，原告は，看護師の資格をとり，病院で働いた。また，原告は，結婚して，息子が１人いるが，勤労挺身隊に参加して被告不二越で働いたことは，夫にも息子にも話さなかった。夫は，既に亡くなっている。

被告不二越は，１９４７年（昭和２２年）８月３０日，原告を被供託者として，退職慰労金不足額として２円８４銭，退職積立金として３円３０銭，国民貯蓄として６９円８３銭，預金として１１３円０９銭，合計１８９円０６銭を富山司法事務局（当時）に供託した。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４４年（昭和１９年）１０月１日から１９４５年（昭和２０年）８月３１日とされている。

(13)　原告韓[redacted]（以下，(13)において，原告というときは，原告韓[redacted]のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ１３の３，甲Ｂ２４の１ないし６）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３２年（昭和７年）８月８日，ソウル市（当時は京城市）で出生し，その後，西原[redacted]と創氏改名させられた。原告の家族は，父母，兄２人，姉１人であり，そのうち１人は高等学校を卒業して，集団でドイ

ツの炭坑に働きに出ていた。原告の父は，郵便局に勤務していたが，生活は最低限の生活ができる程度で，豊かではなかった。

原告金[redacted]哲は，原告の夫である。

イ　勤労挺身隊への勧誘，被告不二越での仕事

原告は，１９４５年（昭和２０年）３月，クワンウィ国民学校を卒業する際，学校の教師から，「勤労挺身隊に行けば，お金も稼げるし，上級学校にも行ける。」などと勤労挺身隊への参加を勧められ，これに応じ，被告不二越で働いた。

ウ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）１０月，船で釜山に帰国したが，ソウルまで帰る所持金がなかったので，比較的裕福な家庭で働いて現金や食事を得ながらソウルに帰った。

原告は，１９５３年（昭和２８年）に原告金[redacted]哲と結婚したが，朝鮮戦争中であったため，婚姻届けを提出したのは，１９６１年（昭和３６年）９月９日である。原告は，原告金[redacted]哲との間に６人の子供をもうけたが，腰痛を患い，障害等級３級に認定された。その後，原告は，糖尿病も患い，２００３年（平成１５年）２月２日に死亡した。

原告は，原告金[redacted]哲に対し，結婚後約２年経過した時に初めて，勤労挺身隊員として被告不二越に行ったことを話し，また，「挺身隊に行っていたことは恥ずかしいことだから周りの親戚や友達にも隠している。」と打ち明けた。原告と原告金[redacted]哲は，原告が勤労挺身隊員として被告不二越で働いたことを子供らにも秘密にしてきたが，本件訴訟の提起にあたり，原告金[redacted]哲から子供らに話をした。子供らは，原告が慰安婦だったのではないかと心配したが，原告金[redacted]哲が，「慰安婦だったら，私は結婚しなかっただろう。」と言ったため，子供らも納得した。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４５年（昭和２０年）

３月１日から同年８月３１日とされている。

(14) 原告裵[redacted]（以下，(14)において，原告というときは，原告裵[redacted]のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ１４の１ないし３）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３２年（昭和７年）３月２２日，仁川市で出生し，その後，裵本[redacted]と創氏改名させられた。原告の家族は，父母，兄夫婦と原告の５人であった。原告の父は，日本人の経営する精米所に勤務していたため，米をもらうことができた。また，兄は会社勤めをしていたため，経済的には普通の生活をしていた。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４５年（昭和２０年）１月，仁川ヨンファ国民学校５年生に在学していたところ，担任の日本名をタムラという韓国人の女性教師から他の生徒何人かと一緒に呼び出されて，「日本に働きに行きなさい。」と言われた。しかし，誰も応じる者がいなかったため，タムラは，くじを作り，原告らにこれを引かせ，原告を含めてくじに当たった４人に対して日本に行くよう強く言った。

原告は，両親に日本に行くよう言われていることを話したところ，両親を含め家族全員がこれに激しく反対した。原告の母は，「日本へ行っても言葉も通じないのに。」と言って心配した。原告は，家族にも反対され，原告自身も行きたくなかったため，タムラに「行きません。」と言ったところ，タムラから，「くじに当たったのに何故そんなことを言うの。」と言われたため，抵抗することができなかった。原告が家族に「くじに当たったので日本に行きます。」と言うと，家族は，さらに反対をした。その後，原告の両親は，学校に対し，「幼いので行かせることはできない。」

などと抗議したが，学校がこれを受け付けなかったため，原告の両親もそれ以上反対することが出来なかった。結局，原告と同じクラスから原告を含めて２人が，他のクラスから２人が，勤労挺身隊に参加することになった。タムラから仕事内容について説明はなかった。

原告は，同年３月１日，他の勤労挺身隊参加者と共に仁川市役所に集合した。このとき集合したのは５０人弱程度であった。原告の家族も他の子供の家族も見送りに来ていた。その後，ソウルから来た約２００人と合流して，汽車で釜山へ行き，釜山から船で下関へ，下関から汽車で富山まで連れて来られた。富山に到着した時には雪がまだ多く残っていた。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に到着後，１か月ないし１か月半くらいの間，昼間は運動場で「気をつけ。」，「前へ進め。」，「休め。」という軍隊式の訓練を受けた。また，被告不二越の社歌や十訓を暗記させられた。

その後，原告は，身分証明書を支給され，本件工場において，旋盤を使用して金属を削る外輪の製型加工と呼ばれる作業に従事した。作業方法は，男性工員の仕事ぶりを見てそれをまねて覚えた。原告は何を製造しているのか分からなかったが，飛行機の部品を製造しているという説明を受けていた。作業中に鉄屑で手や顔に傷ができた。

原告の勤務時間は，午前８時ころから午後５時ころまでであり，朝は，午前７時ころに起床し，朝食後，１０人程度ずつの列をつくり，「行って参ります。」と言い，「君が代」を歌いながら出勤した。午後０時ころに寮に戻って昼食を取り，また工場に戻って仕事をした。

原告は，賃金を支給されたことも，賃金についての説明を受けたこともなく，賃金を預金したという通帳を見せられたこともない。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，本件工場の敷地内にあった第１３愛国寮

で生活した。第１３愛国寮は，平屋建ての木造の大きい建物であった。第１３愛国寮の舎監は林先生，全体の責任者はモモノ隊長であり，いずれも日本人であった。原告らの生活は，舎監らによって監視されており，外出も自由にはできなかった。原告は，家族と日本語で手紙のやりとりをしていたが，手紙は一度舎監に渡して，そこから発信されていた。原告は，帰りたいと何度も思ったが，現金もなく，自分が今どこにいるかさえ分からない状態で，帰国を申し出ることはできず，脱走して捕まった時の罰を考えると恐怖で逃げ出すこともできなかった。原告らは，帰りたい気持ちを替え歌にして歌っていた。

食事は，毎食青海苔の入った汁物が出されたが，原告の口には合わなかった。朝食はこの汁物とご飯，昼食はこの汁物と青海苔のついたおにぎりが出されたが，量は十分でなかった。原告は，自宅からミスカルというはったい粉のような物を送ってもらい，腹の足しにしていた。

寮には，ストーブなどの暖房器具もなく，与えられた布団は，冬でも敷布団と薄い掛け布団１枚であり，２人で布団を共有するなどして寒さをしのいだ。原告は，入浴した記憶がなく，洗面所で体を洗っていた。

原告は，被告不二越にいる間に，高熱を患い，立っているのもやっとという状態になり，舎監に病院には連れて行かれたが，入院させられることはなく，仕事も休めなかった。勤労挺身隊員の中には，腸チフスに罹って死亡した者もいた。

１９４５年（昭和２０年）４月ころから，昼夜を問わず，１日に何度も空襲警報が鳴り，原告は，その度に本件工場の外にある２階建ての小さい建物に避難していた。間に合わない時は近くの木の下に避難した。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）８月１５日，被告不二越の職員からラジオを聴くよう言われ，玉音放送を聴いた。終戦後は仕事はなくなった。

被告不二越の職員は，同年１０月には帰国させると言っていたが，実際に帰国したのは同年１１月ころであった。下関から釜山を経由して帰国した。

原告は，帰国後，疥癬になり，療養生活を送った後，夜間学校に通い，２０歳で看護師となり，２３歳で結婚したが，結婚する際には，夫に勤労挺身隊員として被告不二越で働いたことは話さなかった。原告は，最近になって，夫や子供らに対し，勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを話したところ，夫は，「(原告が) 勤労挺身隊に行ったことを結婚する時に聞いていたら結婚しなかった。」と言っていた。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４５年（昭和２０年）３月１日から同年８月３１日とされている。

(15) 原告成[redacted]（以下，(15)において，原告というときは，原告成[redacted]のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ１５の１ないし４）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３０年（昭和５年）５月１５日，木浦市に出生し，その後，成田[redacted]と創氏改名させられた。原告の家族は，小作農家の両親と３人の兄姉であり，家はとても貧しく，食事も白米を食べることはあまりなく，いつも麦飯を食べていた。原告の家族は，原告が勤労挺身隊への勧誘を受ける少し前ころに，木浦市から光州市に引っ越した。

原告の兄らは，学校に行かせてもらえたが，原告は，経済的な理由に加え，女性ということもあって，小学校にも行かせてもらえず，同じ年頃で学校に行っている友達から日本語やひらがな，カタカナを教わっていた。原告は，熱心に勉強したため，今でも日本語を話すことができる。光州の家は，瑞石国民学校のすぐ裏にあったため，原告は，よく学校に行っては同じ年頃の子供らと一緒に遊んでいた。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１４歳の時，瑞石国民学校のオカという日本人教師（以下「オカ」という。）から勤労挺身隊の話を聞いた。オカは，原告の友達の担任教師で原告が学校に遊びに行った時に，何度か会ったことがあった。ある日，オカが原告の自宅に来て，原告に対し，「勉強ができる。工場で仕事をしてお金をたくさん稼ぐことができる。中学だけでなく大学まで行けるだろう。結婚相手も見つけられる。」などと言って，勤労挺身隊に参加するよう勧めてきた。原告は勉強がしたい一心で，オカの言葉を信じて日本に行くことにした。原告は，両親に言うと反対されると思い，勤労挺身隊に参加することを家族には全く秘密にしたまま，勤労挺身隊に参加した。

原告は，１９４５年（昭和２０年）１月ころ，光州市から勤労挺身隊に参加した１２，３人と共に光州駅に集合した。引率者としてオカも来ていた。光州駅には見送りの家族が来ていたが，原告の家族は誰も来ていなかった。原告の家族が原告が日本へ行ったことを知ったのは，原告が日本へ到着後のことであった。原告らは，釜山で，木浦，麗水，順天等から来た勤労挺身隊参加者と合流して１４４人になり，釜山から船で下関へ行き，そこから岡山，大阪を通り，富山に到着した。富山では，雪が降っていた。被告不二越に到着すると，歓迎式があり，ブラスバンドで迎えられ，写真を撮った。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に到着して数日後から約１か月間，スダという日本人の女性教師から，回れ右や行進等を繰り返す訓練を受け，その後，本件工場において，旋盤を使用して，直径が３センチメートルほどの鉄の棒を作る作業に従事した。同じ職場には日本人女性も働いていたが，勤労挺身隊員より年上で，高等女学校以上の女学生だと聞かされていた。原告は，背が低かったため，箱を台にして仕事をしていた。原告にとっては，旋盤

のハンドルが大きく，重たかったので，旋盤を往復させて材料を削る仕事はとてもきつく感じた。

作業を監督する班長は年配の日本人男性であり，原告は１日のノルマとして渡された材料を全部加工できないと叩かれた。作業に時間がかかっていると，班長から早くやれと言われて殴られたり蹴られたりした。原告が腰が痛くて倒れたところ，班長から叩かれたこともあった。また，「仕事の速さについていけていない。」と毎日のように叱られ，原告らが泣いているのが分かると，手を挙げた状態で正座させられ，お昼用の三角パンが抜きになるという罰を受けた。仕事中に居眠りしそうになると，「馬鹿野郎，何を眠るか。」と言われて殴られた。

原告の仕事はもっぱら日勤だったが，朝は午前６時ころに放送で起こされ，午前７時ころには出勤した。早い時には午前５時ころに起こされたこともあった。夜は午後８時ころまで仕事をすることがあった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，寮で生活した。寮は，４階建ての大きな建物であり，入り口には管理室があって，教師らが監視しており，自由に外出することはできなかった。

食事は，朝夕は麦中心の食事，昼は三角パンであり，その量は少なく質も悪かったため，原告は，いつも空腹であった。

原告が，寮の教師に対し，勉強や賃金のことについて質問したところ，口答えするといって叱られて，廊下で手を挙げた状態で正座させられる罰を受けた。話し声がうるさいと言われて，友達３，４人で一緒に気合いを入れられたこともある。原告は，帰りたいと何度も思ったが，自分で帰国するだけのお金もなかったので，日本人の命令に反して寮から逃亡することなどとても考えられなかった。また，原告は，字が書けなかったので，家族に手紙を書くこともできず，日本にいる間とても寂しい思いをした。

原告は，被告不二越に来て２か月ほどたったころ，体調が悪く食欲もない状態が続き，その状態で仕事中に班長から殴られたときにバランスを崩して床に倒れてしまい，そのまま２０日間ほど入院した。病名は腸チフスかジフテリアであったと思われる。病院には同じような病気で多くの人が入院したが，死亡した者もいた。原告も，高熱が続き，髪の毛はすっかり抜けてしまい，退院後も生えてこず，帰国するまで回復しなかった。原告が入院中は，オカが面倒をみてくれて，原告は，オカに「オンマ，オンマ」と言いながらしがみついて泣いたが，原告が帰りたいと言っても，オカは，「分からない。」というだけであった。退院すると，体調はよくなかったものの，すぐに仕事に戻った。原告は，髪がないのが恥ずかしく，帽子をかぶって仕事に出た。

１９４５年（昭和２０年）６月ころから毎晩のように空襲警報が鳴るようになり，原告らは，空襲警報が鳴ると，布団をかぶって郊外の田んぼの中まで避難しなければならず，翌日は寝不足のため，居眠りしそうになりながら仕事を続けた。原告は，空襲で感じた強い恐怖を今でも忘れることができない。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）８月１５日の終戦については，何の説明も受けなかったものの，工場内を歩きまわっている内に，日本人たちがラジオを聞いて泣いているのを見て終戦を知った。終戦後は在日朝鮮人の家で物乞いをするなどして生活した。他人の庭から柿を１つ盗んで食べたのを見つかって殴られたこともある。原告は，同年１０月ころ，富山駅から汽車で博多に行き，博多から船で釜山に着いた。両親は，原告の帰国をとても喜んだが，生活は苦しかった。

原告は，帰国して２年ほどして１７歳の時に結婚した。夫は商売をしていた。原告は，結婚する時も夫に勤労挺身隊として被告不二越で働いたこ

とを話していた。しかし，原告が２３歳の時，夫が勤労挺身隊のことをラジオで聞いて，「お前も慰安婦だったんだろう。汚い女だ。」と言って，原告に暴力を振るうようになり，以後，愛人を作り，愛人宅と原告のいる自宅とを行き来するようになった。原告は子供を４人を産み，愛人も子供を産んだ。夫が生活費を渡さないので，原告は，美容院を経営するなどして生活費を稼いだ。原告は，現在も夫とは離婚していないが，別居状態が続いている。原告は，当初，友人にも勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを話していたが，慰安婦と誤解されたこともあったため，現在は近所の人にも勤労挺身隊に参加したことは話していない。原告は，子供らにも勤労挺身隊に参加したことは話していなかったが，本件訴訟を提起するために来日するにあたり，子供らに勤労挺身隊に参加したことを説明したが，子供らは，「そんなことを絶対他人に言うな。」などと言っていた。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４５年（昭和２０年）３月１日から同年８月３１日とされている。

(16) 原告金[redacted]珠（以下，(16)において，原告というときは，原告金[redacted]珠のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ１６の１ないし５，原告本人）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３１年（昭和６年）８月２日，順天市で出生し，その後，金光[redacted]と創氏改名させられた。原告の家族は，当時，祖父母，両親，２歳年上の姉（金[redacted]），父方の叔父であったが，原告が小学校３年生の時に，母が亡くなった。原告の祖父は，漢方薬を扱う店を開いていたほか，田んぼや畑を所有しており，畑でとれた作物等を売って生計を立てていた。家には使用人が５人ほどおり，家庭は比較的豊かな方であった。原告の父は，１９４２年（昭和１７年）ころから，日本軍に徴用されて，慶尚南道

の釜山鎭海で働いていたため，原告は，両親に代わり当時５０歳代だった祖父母や姉に育てられた。

原告の姉は，１９４４年（昭和１９年）５月ころ，南国民学校を卒業後，原告を通じて，国民学校のオオガキという女性の日本人教師（以下「オオガキ」という。）から，「日本に行ったら，働いてお金を稼ぐことができる。勉強もできる。いつでも帰ることもできる。」などと言われて，勤労挺身隊に参加するよう勧められ，これに応じて，来日し，当時の三菱重工業株式会社名古屋航空製作所道徳工場で働いていたが，原告は，当時，姉が日本のどこにいるかを知らなかった。また，原告は，常に一緒に過ごした姉がいなくなったため，非常に寂しい思いをしていた。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年）１２月ころ，国民学校６年生に在学していたところ，オオガキに呼び出され，「姉さんに会いたくないか。」などと尋ねられ，「会いたい。」と答えると，オオガキは，「日本の姉さんのところに行くことができる。先生が行かせてやるから，行きなさい。」，「仕事をして，お金をたくさん稼ぐことができ，中学校や高校に通うこともでき，お姉さんと一緒に住むこともできる。」などと言って，勤労挺身隊への参加を勧めてきた。原告は，当時，父も母も姉もおらず，非常に寂しい思いをしていたため，姉に会って一緒に住むことができる上，勉強もでき，お金も稼ぐことができるという話を魅力的に感じ，すぐに勤労挺身隊に参加することを承諾した。

原告は，日本に行くことを祖父母に話せば反対されると思い，祖父母には話をせず，祖父の印鑑を持ち出して，オオガキに渡した。オオガキは，その印鑑を使って勤労挺身隊に参加するための書類を作成した。原告は，１９４５年（昭和２０年）３月ころ，出発当日の集合する直前に祖父母に日本に行く話をしたところ，祖父母が泣きながら，原告を引き止めたため，

原告は，集合時間に学校に行くことができなかったが，しばらくして，邑の事務所の人が来て，原告は，その人に順天の役所前に連れて行かれた。順天の役所前には，各地方から来た約５０人ないし１００人の勤労挺身隊参加者が集合しており，汽車で釜山に行き，そこから船で日本に渡った。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に到着した翌日から３日間，日本人男性の指導の下で，工場と寮との間を往復する際にする行進の訓練を受けた。工場と寮とは，約１キロメートル離れていた。行進の訓練後は，本件工場内で，旋盤を使用して丸い金属の棒を削って飛行機の部品を作るという作業に従事した。作業の指導はほとんどなく，原告は，他の人の作業を見て，その真似をして作業をしていた。金属の棒を削る厚さは，ミリメートル単位で指定されており，１ミリメートル削っては，尺で計測し，また削るという作業の繰り返しであった。１つの部品を作るのに，１５分から２０分ほどかかった。仕事は，流れ作業の工程の一部であり，自分の工程を終わらせて次の人に部品を渡さなければならなかったため，ノルマが決まっていた。勤務時間内にノルマを達成できないと，残業してでも翌日までにノルマ分の仕事をしなければならず，それができなかった場合，工場長や班長から厳しく叱られた。原告は，工場長から叱られて，非常に強い恐怖を感じたことがある。原告と同じ仕事をしていたのは，全て朝鮮から来た勤労挺身隊員であり，日本人男性の班長等から仕事中ずっと監視された。トイレから戻るのが遅いと，工場長や班長から注意を受けた。また，原告は身長が低かったため，足元にりんご箱を２個重ねて置いて，その上に立って機械を操作していた。

原告の勤務時間は，午前７時ころから午後５時ころまでであり，午後０時ころから午後１時ころまでの間に昼食休憩があったが，それ以外に休憩はなかった。夜勤はなく，休日は毎月１５日であった。仕事中は，立った

まま作業をしていたため，仕事が終わるころには足がとても痛くなり，寮に帰ると，冷たい水に足をつけて，マッサージをしていた。

原告は，仕事中に怪我をすることはなかったが，旋盤を回すベルトが外れて飛び，それが当たるなど危険な目に遭ったことはあった。また，釜山から来た勤労挺身隊員が，足のふくらはぎを機械で切って，手術したことがあった。

原告は，賃金を支給されたことも，賃金についての説明を受けたこともない。また，勉強をする機会は全くなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，第１３愛国寮で生活した。寮の周りには鉄条網が張られていた。また，原告は，被告不二越に来ても，どこにも姉がいなかったため，悲しみのあまり泣いた。寮の部屋は，８畳ほどの広さで，畳１枚分が１人分のスペースであった。赤い薬，綿，ちり紙，封筒，鉛筆等が入った衛生袋が与えられたが，これが枕にもなっており，原告の所持品は，これで全てであった。毎日，午前６時ころに起き，午前７時ころには工場に出勤し，午後５時ころに仕事を終えて，午後６時ころに寮に着いた。寮の入り口には日本人教師が３人ほどいて，出入りを監視していた。原告は，故郷が恋しくて，毎晩泣きながら過ごしていたが，帰りたいと話した場合，日本人からひどい目に遭わされるのが怖くて，誰にも話すことができなかった。脱走することなど想像すらしなかった。

食事は，朝食がご飯とみそ汁，昼食が三角パン２つ，夕食がご飯とたくあんとみそ汁というもので，この食事が帰国するまで毎日続いた。食事の量は少なく，いつも空腹であり，空腹に耐えきれずに野草をとってきて生でご飯と一緒に食べたことがあった。そのため，２，３回ほど腹痛をおこしたことがあり，不二越病院で薬をもらった。周囲の勤労挺身隊員らも同じようなことをしていた。

原告が到着した１９４５年（昭和２０年）３月ころには富山では１階が埋まるほどの降雪量があったが，寮には暖房設備がなかったため，夜は畳の上に敷布団を敷き，掛け布団や毛布にくるまり，寒さをしのいだ。それでも原告を含めてほとんどの者が凍傷にかかり，雪が解けるまで手足は腫れたままであった。このような状態でも仕事を休むことはできなかった。

原告は，寮において，入浴した記憶はなく，洗面所の水道を使って身体を洗っていた。夏には洗面所の水を使って水浴びができたが，洗面所に温水設備はなく，冬には洗面所の水が冷たく，顔と手足を洗うだけで過ごさざるを得なかった。

原告は，日曜日に洗濯をしている時などに寮の側に住んでいる日本人の大人や子供から「チョウセン，チョウセン」などと言われたことがあり，内鮮一体なのにどうしてそのようなことを言われなければならないのかと思い腹を立てた。

原告が被告不二越に到着後，毎晩のように空襲警報が鳴るようになり，一晩の間に２回空襲警報が鳴ることもあった。空襲警報が鳴る度に，掛け布団をかぶって外に避難した。冬には，周りがよく見えず，雪に埋まったことがあった。また，田んぼで転んで，右膝をすりむいたこともあった。一度避難してから寮に戻っても，なかなか寝付くことができず，ほとんど寝ることができないまま，工場に出勤することもあった。原告は，現在も空襲のことを夢に見て，夜中に起きることがある。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）１０月，何の荷物も持たないまま，船で釜山に行き，釜山から順天まで行って帰宅した。原告は，祖父母だけでなく父や姉とも再会することができたため，翼がついて浮く感じがするほどの嬉しい気持ちを感じた。

原告は，帰国後，家事手伝いをし，１９歳の時に，警察官の夫とお見合

い結婚をし，その夫との間に男の子２人と女の子１人を産んだ。しかし，原告が２８歳の時，夫は原告が勤労挺身隊に行ってきたと疑うようになり，原告に対し，「汚い女」などと言って暴力をふるうようになり，不貞を働くようになったため，夫婦間には喧嘩が絶えなくなった。原告は，夫に対し，何度も勤労挺身隊と慰安婦とは違うことを説明したが，夫は，原告の説明を聞こうとしなかったため，原告は，３５歳の時に離婚した。その後，原告は，餅を作って行商する仕事をして，子供を育てた。生活はとても苦しく，１日約１０００ウォンの稼ぎがあれば良い方で，米を買う時も籾殻のあるお米を買って食べていた。子供は，成人してインテリアデザインの会社を経営していたが，１９９９年（平成１１年）に会社が倒産し，今も苦しい生活をしている。原告は，長い間，勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを子供にも話すことができなかったが，数年前に話すことができた。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４５年（昭和２０年）３月１日から同年８月３１日とされている。

(17) 原告羅[redacted]（以下，(17)において，原告というときは，原告羅[redacted]のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲１７の１ないし６，原告本人）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３１年（昭和６年）１０月１日，羅州市で出生し，その後，羅本[redacted]と創氏改名させられた。原告は，１９４５年（昭和２０年）当時，父母，兄１人，妹３人と共に生活していた。原告の実家は米作農家であり，生活は豊かな方ではなかった。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４５年（昭和２０年）２月，大正国民学校６年生に在学し，

同年３月に卒業を控えていたところ，担任の日本名を木下[redacted]という男性の朝鮮人教師（以下「木下」という。）から教室に呼び出された。教室には，日本から来た男性と木下がおり，日本から来た男性から，「不二越へ行って働けば女学校に進学できて，大学まで行ける。勉強もいくらでもできる。」，「お金も稼げる。」，「日本は韓国よりもいい状態だよ。今の貧しい生活から逃れられるよ。」などと言われ，日本から来た男性と木下から，勤労挺身隊に参加して被告不二越に働きに行くよう勧められた。原告は，勉強ができ，朝鮮での貧しい生活も打開できるということに魅力を感じ，帰宅後すぐに両親に勤労挺身隊に勧誘されたことを話したところ，両親は，「日本へ行ったらＢ２９の空襲もあって死ぬよ。何故行こうとするの？」などと言って，泣いて大反対した。原告は，こうした両親の様子を見て，被告不二越へ行くことを恐ろしく感じ，木下に勤労挺身隊に参加することを断ったが，日本から来た男性と木下は，「あなたの代わりにお父さんを連れて行くことになるよ。」などと言ったため，原告は，父親を連れて行かれたら残りの家族では農業が営めないなどと考え，両親の承諾があったと嘘をつき，父の印鑑を無断で持ち出して木下に渡した。原告のクラスにいた５５人の少女のうち，４人が勤労挺身隊に参加することになった。

原告は，１９４５年（昭和２０年）２月ころから同年３月ころ，卒業を待たずに日本へ渡った。最初に勧誘を受けてから約半月後のことだった。卒業証書は後で母に日本へ送ってもらった。原告は，オカという女性教師の引率の下，羅州駅で１泊し，汽車で釜山まで行った。釜山までの道中，全羅道の各地から多数の勤労挺身隊参加者が合流した。釜山で１泊し，船で下関へ行き，そこから汽車で富山まで連れて来られた。富山はとても寒く，雪が積もっていた。なお，引率者のオカは，原告らを引率してしばらくは被告不二越にいたものの，そのうち，原告らに何も言うことなく，朝鮮に帰ってしまった。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に到着後，約１か月間にわたり，体操や「回れ右」「前へ進め。」などの行進の訓練を受けた。その後，原告は，本件工場において，旋盤を使用して鉄を削る作業に従事したが，原告には相当の力を要する作業であった上，作業中に指を切断する者も出るような危険なものであった。作業中は，４０歳くらいの日本人から監視を受けた。その日に与えられた仕事をその日のうちに終えることができないと，叱責を受け，残業してでもその日のうちに仕事を終えなければならなかった。時にはそれでもできないこともあり，そうした場合は翌日にその仕事をしなければならなかった。

原告は，午前６時ころ起床して，午前７時ころに出勤し，午後７時ころまで働き，寮へは午後７時１０分ころに戻った。寮から工場までは徒歩で１０分程度の距離があり，休憩時間は，昼の１時間のみであった。

原告は，賃金を支給されたことも，賃金についての説明を受けたこともない。また，勉強する機会は全くなかった。原告は，賃金も支給されず，勉強もさせてもらえず，おかしいとは感じていたものの，工場の監視員も寮の舎監も恐ろしく感じていたため，疑問をこれらの者に質問することはできなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，第１３愛国寮で生活したが，寮の周囲は鉄条網で囲まれており，自由に外出することはできなかった。寮では，１部屋に２０人くらいが頭をつき合わせて２列で寝ており，畳１枚が１人分のスペースであった。寮には小さい風呂があったものの，あまり入浴させてもらえず，時には２週間も入浴できないことがあった。

食事は，朝食がご飯に白い細切れの麺のような物が混ざったものとみそ汁や澄まし汁といった汁物としょうゆをかけた野菜少々であり，昼食は三

角パンが３つであり，夕食はご飯であった。いずれも食事の量が少なく，原告は絶えず空腹を感じており，空腹を満たすため，寮に帰る時に道に生えていたヨモギを摘んで，食べたこともあり，これをたくさん食べ過ぎた時には，下痢をしたことがあった。原告の友人らも同じようにヨモギを食べており，中には下痢になり，さらに吐いて目眩がすると言って病院に行き，１か月間，病院で加療した者もいた。

原告は，被告不二越にいる間に腸チフスに罹って，約１か月間入院したことがあるが，この時には高熱が出て，髪の毛も抜けてしまった。原告の友人の中には，腸チフスで死亡した者もいた。また，疥癬になったこともあった。

原告は，帰りたいと何度も思ったが，罰を恐れて，被告不二越の職員に帰国したいと伝えることもなかった。脱走は，考えたこともなかった。原告は，家族が心配することを考えて，家族宛ての手紙に「帰りたい。」と書くこともできなかった。

原告が被告不二越にいる間，空襲警報が昼夜を問わず鳴った。昼は機械を動かしたまま避難し，夜は布団をかぶって，畑や田を目指して一目散に走った。就寝時には，避難することに備えて，リュックを肩にかけ，靴を履いていた。また，原告は，空襲で感じた強い恐怖を今でも忘れることができない。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）８月１５日の終戦後，仕事をすることはなく，同年１０月ころ，汽車で下関に行き，そこから船で釜山に渡り，帰宅した。賃金については何も説明がなかったが，原告は働いたのだから当然にもらえるはずであるし，帰国しても送ってくれるだろうと考えていたが，その後，何の連絡もなかった。

原告は，帰国後，結婚したが，夫は，原告が勤労挺身隊員として被告不

二越で働いたことを知ると，原告を「淫らな女」と言って蔑み，暴力を振るうようになった。原告の息子夫婦も原告が勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを快く思っていない。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４５年（昭和２０年）３月１日から同年８月３１日とされている。

(18) 原告金[redacted]順（以下，(18)において，原告というときは，原告金[redacted]順のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲１８の１ないし３）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９２９年（昭和４年）６月２２日，麗水市で出生し，その後，金山[redacted]順と創氏改名させられた。原告の父は，病気で働くことができず，原告の母が働いて家計を支えており，生活は貧しかった。１９４５年（昭和２０年）当時，原告の兄弟は既に結婚して家を出ていたため，原告は，学校から帰った後は母を助けて家事をして生活していた。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４５年（昭和２０年）３月，麗水西国民学校６年生に在学していたところ（原告は９歳の時に国民学校に入学したため，１５歳で６年生であった。），学校の担任教師から，クラス全員に対し，「勤労挺身隊に行けばお金を稼ぐこともでき，仕事の終わった夜間には学校にも行ける。」などという話があり，それを聞いた原告は，勤労挺身隊はいいところだと認識した。

その後，同月ころのある日，郡庁のオオヤマという職員（以下「オオヤマ」という。）に原告と母が郡庁に呼び出され，オオヤマから「勤労挺身隊に行けば勉強ができる。」，「安全な所だから心配ない。」，「お金も稼げる。」などと言われて，勤労挺身隊に参加するよう勧められた。仕事の内

容は，飛行機の塗装や清掃等の簡単な作業だと言われた。このようなオオヤマからの勧誘は３度にわたって行われた。

原告は，学校の担任教師とオオヤマの勧誘により，日本で働いてお金を稼いで，少しでも家計を助けたい，被告不二越で勉強した後，さらに上級学校に行って勉強したいと思うに至り，勤労挺身隊への参加を承諾した。原告の母は，当初は原告が勤労挺身隊に参加することに反対していたが，何度も勧誘を受けるうちに，家が貧しかったこともあり，お金を稼ぐことができて勉強もできるのならその方がよいと思うようになり，原告の参加を承諾した。

原告は，同月，麗水市内の郡庁を出発して，釜山まで行き，釜山から船で下関まで行き，そこで一泊して，汽車で富山まで連れて来られた。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に到着後，行進等の軍隊式の訓練を受け，その後，本件工場において，旋盤を使用して鉄を削る作業に従事したが，原告は，背が低かったため，足下に３０センチメートル程の高さの木箱を置いて作業していた。材料の鉄を運ぶ作業や旋盤の操作をするハンドルを回す作業には非常に大きな力が必要であった。１日に達成すべき仕事のノルマが決められており，それを達成しないと監督に当たっていたタムラ伍長という年配の日本人男性から厳しく叱りつけられた。仕事を間違えると，木の棒で肩や背中を叩かれることもあった。また，原告は，旋盤から鉄屑が飛んできて目に入ったり，熱く焼けた鉄屑のために火傷をしそうになることがあった。原告と一緒に麗水から来た勤労挺身隊員の中には，作業中に誤って手の指を切断した者もいた。原告の勤務時間は，午前７時ころから午後７時ころまでであった。

原告は，賃金を支給されたことも，賃金についての説明を受けたこともなかった。原告が，寮の日本人教師に，賃金はもらえるのか尋ねると，「分

かった。分かった。朝鮮に帰る時にお金は必ず渡す。」という返事だった。原告が帰国する際，「賃金を下さい。日本円でもらっても仕方ないから朝鮮のお金で下さい。」と訴えても，賃金は支払ってもらえなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，寮で生活していたが，寮の玄関付近には管理室があり，日本人教師らが常駐しており，勤労挺身隊員の外出を監視していた。出勤前と退社後には必ず点呼があり，自由に外出することは許されなかった。原告は，何度も寮の日本人教師に対し，帰国を求めたが，船便がないからだめだと断られた。原告の両親は，字の読み書きができないため手紙を書くこともできなかった。

食事は，朝と夜がご飯とみそ汁，昼は三角パン３つであり，その量は少なかったため，原告はいつも空腹を感じていた。昼食用の三角パンは朝のうちに食べてしまい，午後は空腹でたまらない状態で作業を続けた。

寮の畳には，夏にはノミが，冬にはシラミが，たくさん発生し，その上ではとても眠ることができない状態だった。入浴も１週間に一度もできないことが度々あり，原告は，洗面所で体を拭くなどしていた。

１９４５年（昭和２０年）８月１５日の終戦の数か月前から，毎日のように空襲警報や警戒警報が鳴るようになり，その度に原告らは布団をかぶって避難した。空襲の恐怖のため，警報が解除された後も眠れず，翌日は仕事中も眠たかった。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，終戦後は仕事をすることもなかったが，同年１０月ころ，帰宅することができたが，韓国では勤労挺身隊と慰安婦の区別がついていないため，両親以外の誰にも勤労挺身隊に参加したことを話すことができなかった。一緒に勤労挺身隊に参加した友人と会った時ですら互いに勤労挺身隊の話はしないようにしていた。

原告は，２０歳のころに結婚したが，夫や子供にも長期にわたって勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを話すことができなかった。家族に話ができたのは１０年程前のことであり，それまでは，家族にさえ自分の過去をひた隠しにして生活していた。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４５年（昭和２０年）３月１日から同年８月３１日とされている。

(19) 原告徐[redacted]南（以下，(19)において，原告というときは，原告徐[redacted]南のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ１９の１ないし３，乙４の１及び２，乙５の１ないし３，乙３６）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９２９年（昭和４年）４月２９日，慶州市に出生し，その後，遠川[redacted]と創氏改名させられた。原告の家族は，両親，兄２人の５人であったが，父は，原告が３歳の時に亡くなり，母，兄２人の４人となった。１９４４年（昭和１９年）当時，長兄は日本の府立六中（現東京都立新宿高等学校）に留学していたため，原告は，母と次兄の３人で生活していた。

原告の父は学校の教師をしていたため，その退職金の蓄えがあり，また，代々受け継いだ畑を耕す小作人からいくらかの収入もあり，原告の家庭は，当時としては豊かな方であった。原告の母は，洞の女性の世話役のようなことをしていた。

原告徐[redacted]蓮は，原告の従妹であり，お互いに毎日のように行き来し，お互いに相手の家に泊まるほど親しい間柄であった。原告にとって，年下の原告徐[redacted]蓮は妹のような存在であり，原告徐[redacted]蓮も原告を「お姉さん」と呼んでいた。また，原告は，父を早くに亡くしていたため，叔父が父代わりとしていろいろ世話をしてくれていた。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年）３月当時，既に慶州公立国民学校を卒業して，自宅で家事手伝いをしていたところ，国民学校の担任であったオオバという男性の日本人教師（以下「オオバ」という。）が，原告の家に来て，原告に対し，「日本に行けば，昼は工場で働くが，夜は勉強できる。上の学校にも行ける。」，「工場はとてもきれいで安全だ。」，「１年のうち夏休みと冬休みの２回，自宅に帰ることができる。」，「給料は両親に送金する。」，「日本はとても良いところだ。」などと言って，勤労挺身隊に参加して被告不二越で働くことを勧めてきた。仕事については，飛行機の部品を製造する工場で働くことは教えられたが，具体的な仕事の内容については，話がなかった。

原告は，生徒や親からの信頼も厚いオオバから勧誘を受けたこと，日本に留学した長兄から日本は良いところだという話を聞いていたこと，原告自身，もっと勉強をしたいと考えていたことなどから，勤労挺身隊に参加して日本へ行く気持ちになった。また，原告は，オオバの話から勤労挺身隊に参加することは単に日本に留学する程度のことであるという認識しか持っていなかった。

原告の母は，「一人娘だし幼い。」などと言って，最初は原告が日本に行くことに反対したが，オオバと日本名をヤスダという男性の韓国人教師（以下「ヤスダ」という。）から，「日本は悪いところではないから行かせなさい。」などと説得されて，原告が日本に行くことを承諾した。同時期に，従妹の原告徐[redacted]連も勤労挺身隊に参加することになった。オオバの勧誘の結果，同じクラスから１０人，学校全体では１５人が，勤労挺身隊に参加して被告不二越に行くことになった。

原告は，同年５月ころ，同じ学校からの勤労挺身隊参加者１５人，その家族とヤスダで歓送会を行った後，汽車で釜山まで行き，釜山から連絡船

に乗って下関に渡り，下関で１泊した後，さらに船で新潟に行き，新潟からは，汽車で富山まで行った。富山までの道中は，ヤスダが引率した。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に着いた翌日から，本件工場において，ベアリングを作る作業に従事した。具体的には，切断された鉄を丸く研磨する工程を担当した。原告が担当した工程には，１０人くらいの工員がおり，日本人の男性も女性もおり，日本人の女性の年齢は３０歳ぐらいであった。原告は，作業手順についての研修・指導をまともに受けたことはなく，日本人工員から，作業の合間に教えられた程度であったため，原告は，日本人工員の作業の様子を見て，その真似をして仕事をしていた。原告の仕事にはノルマがあり，ノルマの量は，大人と同じ量であった。作業中は，工場長が工場内を歩き回っており，原告らの仕事を常に監視していた。ノルマが達成できないと，工場長から厳しく叱られたため，原告は，ノルマを達成するため，必死に働いた。

本件工場においては，昼夜２交代制がとられており，１か月毎に昼勤と夜勤の交代があった。日勤の時は，午前９時ころから午後５時ころまで働き，夜勤の時は，午後８時ころから午前５時ころまで働いた。休憩は，昼勤の時は，午後０時ころから午後１時ころまで，夜勤の時は，午前０時ころから午前１時ころまでであり，それ以外に休憩はなかった。作業中はずっと立ちながら作業をしていた。休日は週に１日あった。

原告は，１０キログラムほどある部品を運ぶことになった時に，重くて支えられず，旋盤の機械の台の上に落としてしまい，右手をその部品と機械の台の間に挟んでしまったため，右手の骨が見えるほどに皮膚が裂け，また，内出血により皮膚が黒くなったことがあったが，まともに治療を受けることもできず，手を動かすことが可能だということで，その翌日から仕事をさせられた。また，作業中に火花が目の中に入ったことがあり，工

場長に医療室に連れて行かれたが，医者には，何の異常もないと言われ，薬ももらえなかったため，工場長から直ちに工場に戻って仕事をするよう言われた。原告は，目の痛みが全く治まらなかったため，目の痛みに耐えきれず作業を休まざるを得ない場合があったが，工場長から怠けていると言われ厳しく叱られた。結局，目の痛みは１週間ぐらい続き，その間は涙が止まらなかった。さらに，原告は，何回か風邪をひいたが，風邪程度では仕事を休むことはできず，風邪薬をもらって，仕事をしていた。

原告は，工場の中で「鮮人」などと呼ばれて侮蔑されたことがあり，悔しい思いをした。昼食を食べる時は日本人と朝鮮人は別々にされていた。

原告は，寮に入った後，寮長から，賃金が入金されている通帳があるという話を聞いたが，通帳そのものは見たことがない。また，朝鮮から父兄の慰問団が来た時に，父親らが，被告不二越の職員に対し，「子供たちは小さくて，自分で管理できないから，直接親元に送って欲しい。」などと言って，賃金の送金を要求したところ，被告不二越の職員が，「仕事が終わって朝鮮に帰る時に送ります。」などと言っていたことがあった。また，原告は，被告不二越において，勉強する機会は全くなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，寮で生活した。寮には，日本人男性の寮長のほか，３人の舎監（日本人男性２人，女性１人）がいた。寮では，１部屋に８人が寝るという状態で，各自に敷布団と掛け布団が１枚ずつ与えられた。寮は工場から徒歩で５分くらいの距離にあった。寮からの外出は原則として禁止されており，勝手に外出して見つかると，棒で殴られるため，原告は，外出しようとは考えなかった。脱走することなど考えたこともなかった。

食事は，朝食と夕食は，寮でご飯とみそ汁が出た。朝は午前６時ころに起きて，午前７時ころから食事となっており，部屋毎におひつが配られた

が，中のご飯が少ないため，同じ部屋の人同士で取り合いになり，けんかになることもあった。昼食は，小さい弁当箱の８割程にご飯と，残り２割におかずが入ったものを渡された。１週間に一度は，弁当として三角パンを渡された。食事の量が少なかったため，原告はいつも空腹であり，日本に来る時に母や親戚からもらって隠していたお金で，コップ１杯程度の豆を買い，食べたことがあった。

１９４４年（昭和１９年）から１９４５年（昭和２０年）にかけての冬は，１階の窓からは外が見えないくらいの降雪量があった。寮には全く暖房設備がなかったため，冬は布団をかぶって寒さをしのいだが，あまりの寒さのため手足が凍傷にかかって腫れてしまい，冬の間は，ずっと手足がかゆいままであった。凍傷の治療はしてもらえず，春になって治るまで，我慢するしかなかった。

原告が被告不二越に来てから約１年後に，友人の父親らが被告不二越に来て，子供を帰さないことについてヤスダに抗議したが，この父親らも，子供に会うことができただけで，子供を連れて帰ることはできなかった。原告と原告徐[redacted]蓮も，この父親らに，一緒に連れて帰って欲しいと泣いて懇願したが，帰ることはできなかった。また，原告らは，ヤスダに対し，自宅に帰してくれと何度も泣きながら懇願したが，ヤスダからは何の返事もなかった。原告は，原告徐[redacted]蓮と同じ部屋であったが，原告徐[redacted]蓮は，家族に会えなくて寂しいと言ってはいつも泣いており，原告は，専ら彼女を慰めていた。ある勤労挺身隊員は，精神病になり，両親に引き取られて朝鮮に帰った。

原告は，家族宛てに１か月に一度は手紙を出した。手紙には，家に帰りたいということばかり書いていたが，家族からの手紙は一度も来なかった。

１９４５年（昭和２０年）になると，日中，夜中を問わず，頻繁に空襲警報が鳴るようになった。毎日のように空襲警報が鳴り，また１晩の間に

何回も空襲警報が鳴ることもあり，原告は，その度に工場の近くにある林に避難していた。ほぼ毎晩，空襲警報が鳴り，その度に起こされて避難しなければならないため，睡眠時間が短くなり，翌日は睡眠不足のまま働いた。翌日の仕事が終わって帰ってくると，そのまま押入れで寝てしまったこともあった。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）７月，被告不二越が沙里院に工場を建設するということで，ヤスダに引率されて，同じ学校から被告不二越に動員された１５人と一緒に，福岡から軍艦で清津まで行き，清津から汽車で沙里院まで連れて来られた。原告らが，沙里院に到着した時には，工場が完成していなかったため，一旦帰宅するよう指示され，帰宅した。その後，原告の家族は，原告が沙里院に連れて行かれないようにするため，原告を親戚の家に隠した。原告自身も，もう２度と被告不二越の工場で働きたなかったため，親戚の家に隠れていたが，そのまま終戦を迎えた。終戦後も，原告の母は，原告を日本に送り出したことを非常に後悔して，「もう二度と日本に行かないで。」と言っていた。なお，自宅に戻る前に，原告は，被告不二越の職員から，沙里院の工場に戻ったら賃金の入った預金通帳を渡すと言われたが，その後，そのような通帳を受け取ったことはない。

原告は，慶州女子中学校に入学し，卒業後結婚した。夫には，結婚してすぐ，勤労挺身隊として被告不二越で働いた体験を話した。夫は話を冷静に聞いてくれたため，慰安婦と誤解されることはなかったが，現在でも，慰安婦と誤解されることを恐れて，自分の子供や友人に対しても，被告不二越での体験を話すことはできない状態である。

被告不二越は，１９４７年（昭和２２年）８月３０日，原告を被供託者として，退職慰労金不足額として２円８４銭，退職積立金として４円３８

銭，厚生年金として１８円，国民貯蓄として１１３円６２銭，預金として１０７円８８銭，合計２４６円７２銭を富山司法事務局（当時）に供託した。また，被告不二越が１９４７年（昭和２２年）ころから１９４８年（昭和２３年）ころに作成した供託金還付請求者名簿には原告の名前がある。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４４年（昭和１９年）１０月１日から１９４５年（昭和２０年）８月３１日とされている。

(20) 原告柳[redacted]（以下，(20)において，原告というときは，原告柳[redacted]のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ２０の１及び２，２０の３の１及び２，乙４の１及び８，乙５の１，２及び９）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９２８年（昭和３年）２月１３日，出生し，その後，柳川[redacted]と創氏改名させられた。原告の家族は，父が早くに亡くなり，母と兄３人であり，原告が９歳のころ，片田舎から馬山市に引っ越して来た。原告の兄らは，雑貨屋を営みながら，行商にも出て，生計を立てていたが，生活は貧しかった。兄のうち１人は，徴用により日本に働きに出ていた。

原告は，馬山市に引っ越して来るまでは，家が片田舎にあったため学校がなく，学校に行くことができず，馬山市に引っ越した後も，最初は夜間学校の存在を知らなかったため，学校に行くことはなかったが，１１歳になってから３年間，夜間学校に通った。国民学校に通うことはなかった。原告は，学校に行かなくなってからは，雑貨屋の店番をしたり，家で家事をしたりしていた。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年）６月ころ，顔見知りの朝鮮人の区長から，日本の女学生が働いているところや生け花をしているところなどが

写された写真を何枚か見せられて，「日本に行けば，こういうところで仕事ができるし，金儲けもできる。」，「生け花やミシンも教えてくれる。」などと言われ，勤労挺身隊に応募するよう誘われた。原告は，区長の話を聞いて，勤労挺身隊に応募して日本に行けば，家族のためにお金が稼げるし，仕事の技術を身に付けることができ，習い事もできると思い，日本のどの地域で，どのような仕事をするのかも分からないまま，区長の勧誘に応じることを決意した。

原告は，同年６月ころ，他の約５０人の勤労挺身隊参加者らと共に馬山の府庁に集合し，釜山まで行き，釜山から船で下関に行き，下関から汽車で富山に向かった。下関では，被告不二越の職員３人が迎えに来ており，その中には原告らの寮の舎監になったオオムラという３０歳くらいの女性（以下「オオムラ」という。）もいた。オオムラは，下関において，原告らに対し，盗まれてはいけないから，持っているお金を全部自分に預けるように言って，原告らのお金を預かった。オオムラは，いつでも返すと言っていたが，実際に富山に着いてからは，原告らが理由を言わなければ，返してもらうことができなかった。原告は，空腹に耐えかねて，一度，オオムラに対し，「お箸が折れたので買う。」などと嘘をついて，お金を返してもらったことがあった。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越において，旋盤を使用して鉄の棒に穴をあけて飛行機の部品を作る作業に従事した。原告は，作業方法を男性の工員から教わったが，男性の工員らは，その後戦争に行ってしまったため，原告らがその作業を受け持たされた。原告が扱った鉄の棒は，長さが肘から手首ぐらいまであり，太さも腕ぐらいはあるとても重たいものであった。

原告が従事した旋盤を扱う作業は危険なものであり，指や手に生傷が絶えることはなかった。原告は，右手の親指を機械で切って，２、３針縫う

怪我をしたことがあったため，現在も，右手の親指の爪は，変色し曲がっている。怪我をした時には治療を受けることはできたが，仕事は休ませてもらえなかった。また，原告は，１日中立ちながら作業していたため，足が常にむくんで痛かった。原告は，右足に炎症を起こし，約２０日間入院して，足首に穴を２箇所開けて，ホースで膿を取り出す手術を受けたことがある。

本件工場においては，昼夜２交代制がとられており，１週間毎に昼勤と夜勤を繰り返した。工場自体は，機械を休ませることなく，２４時間操業を続けていた。食事の時間は２０分程度しかなく，それ以外に休憩時間はなかった。

原告は，寮の舎監から，賃金については，帰る時にまとめて払うという説明を受けていたが，結局，賃金は支給されていない。また，生け花は２回見学しただけで教えてもらうことはなく，ミシンも教えてもらうことはなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，寮で生活した。寮では，８畳の部屋に１０人くらいずつ寝泊まりした。外出は，病院に行く時等を除いて，原則として禁止されており，寮の入口には常に見張りの者がいた。また，家族に手紙を出す時には，内容を舎監に見せてから封をさせられ，家族から自分宛てに来た手紙も検閲されていた。

食事は，少しの御飯と，朝はみそ汁，昼はたくあん，夜はおかず１品程度であり，魚や肉類は一度も出たことはなく，その量は少なかったため，原告は，常に空腹を感じていた。原告は，母が送ってくれた何かの粉を一度に大量に食べたため，お腹をこわしたことがあった。また，原告は，足の炎症のため通院している時に，病院からの帰り道で芹やひましの葉をとってお茶に入れて食べたり，母から送られたすり胡麻に塩を入れたものを

お茶に入れて飲んだりして，空腹をしのいでいた。

寮には暖房設備はなく，また，原告が与えられた寝具は，敷布団１枚，着布団１枚のみであったため，冬は同室の人と抱き合って寒さをしのいだが，それでもひどい霜焼けになった。また，原告の体調は，被告不二越に来てから悪化し，３か月後には生理も止まってしまった。

原告は，被告不二越の社歌を暗記させられたので，今でも覚えている。また，原告は，当時，勤労挺身隊の歌の替え歌をみんなで歌って気を紛らわせようとしていたが，その替え歌を今でも覚えている。その歌詞は，「富山来るとき嬉しかった　一夜過ごせば悲しさよ　いつかこの工場去るでしょうか　いつか不二越去るでしょうか　ああ　ああ　陰でなく涙は」というものであった。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）７月，被告不二越が沙里院に工場を建設するということで，沙里院まで連れて来られ，帰宅することができた。原告が帰宅した時，その身なりがみすぼらしかったため，家族は，最初，原告のことが分からないほどであった。

原告は，帰宅して約１年後に結婚した。夫は，原告が４６歳の時に亡くなったが，原告は，慰安婦と誤解されることを恐れて，夫には最後まで勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを話すことができなかった。原告は，自分の息子らにも，長い間，話すことができなかったが，今から１０年程前に初めて話をした。

被告不二越は，１９４７年（昭和２２年）８月３０日，原告を被供託者として，退職慰労金不足額として２円８４銭，退職積立金として４円９０銭，国民貯蓄として５９円６６銭，預金として４９円３５銭，合計１１６円７５銭を富山司法事務局（当時）に供託した。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４４年（昭和１９年）

１０月１日から１９４５年（昭和２０年）８月３１日とされている。

(21) 原告朴[redacted]得（以下，(21)において，原告というときは，原告朴[redacted]得のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ａ９２，９８，甲Ｂ２１の１ないし３，乙４の１及び４，乙５の１，２及び５）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３１年（昭和６年）１２月５日，大邱市で８人兄弟の５番目の子供として出生し，その後，新井[redacted]と創氏改名させられた。原告の父は，人を雇って農業をしており，家庭は，比較的裕福であった。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年）３月，大邱達城国民学校を卒業したところ，同年５月ころ，６年生の時に担任であった守屋という日本人教師（以下「守屋」という。）から学校に呼び出され，学校で守屋と男性２人から，「国のために仕事をしなければならないから挺身隊に行きなさい。日本に行ったら勉強を教えてもらえる。中学校の勉強を教えてもらえるし，生け花や裁縫など女性が知っていたらいいものは全部教えてもらえる。朝鮮の女性はみんな行くようになるから，どうせ行くなら早くいった方がいい。」などと言って，勤労挺身隊に参加するよう勧めてきた。当時，朝鮮では女子で中学校に進学できる者は少なかったことから，原告は，中学校の勉強を教えてもらえるとの点に魅力を感じ，また，国民学校で国のために尽くすことが大事だと教えられていたことから，その場で守屋に対して勤労挺身隊へ参加することを承諾した。

原告は，勧誘を受けた当日の帰宅後に，母には勤労挺身隊へ参加する旨伝えたが，父に対しては，勤労挺身隊への参加を伝えれば，「女の子が１人で外国に行くなんてとんでもない。」と反対されるに違いないと思い，

勤労挺身隊への参加を秘密にした。原告は，父が昼寝をしている間に印鑑を持ち出して，守屋に届け，勤労挺身隊に参加するための書類を作成した。

原告は，同月１５日，慶尚北道からの勤労挺身隊参加者と共に大邱市内の慶尚北道道庁前広場に集合した。ここには約４５人が集合した。原告らは，勤労挺身隊の鉢巻きとたすきを渡され，道知事から「一生懸命やってこい。」と激励されて，道庁前広場から大邱駅へ移動し，そこで汽車に乗った。広場には原告の母と姉も来ており，母は激しく泣いていたが，別れの挨拶を交わすことができなかった。目的地が富山であることは，汽車の中で初めて知らされた。

原告らは，釜山で１泊し，翌日下関の旅館に到着し，その後，富山まで連れて来られた。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に到着した翌日から，旋盤を使用してドリルを製造する作業に従事した。原告は，背が低かったため，踏み台に乗って作業をした。午前８時ころから午後５時ころまで働き，午後５時ころから午後６時ころまでは機械等の清掃作業を行った。途中に１時間の休憩時間があった。工場と寮の往復は，隊列を組んで，軍歌を歌いながら行進した。

原告は，被告不二越に来て約８か月後に，機械を拭き上げる清掃作業をしていた時に，機械を拭く布と一緒に手が機械に巻き込まれ，人差し指が切れて落ちそうになり，指を８針縫う怪我をした。病院で指を縫った後も２０日間ほど通院を続けたが，その間仕事を休むことは許されず，工場の掃除をさせられた。原告の指には現在も当時の傷跡が残っている。

原告は，賃金を支給されたことはない。また，原告が朝鮮から持ち込んだお金や面会に来た親戚がくれた小遣いさえも，貯蓄をすればそれだけ得になるからと言われて，舎監に全部預けさせられた。また，被告不二越において，勉強を教えてもらう機会は全くなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，寮で生活した。寮では，１０畳程度の部屋に１０人で生活した。寮の周囲には鉄条網が張り巡らされており，外出は原則として禁止されていた。

食事は，被告不二越に来た最初の日の朝食にはカレーライスが出たが，翌日からは，朝食は小さな茶碗１杯のご飯とみそ汁，昼食は三角形の食パン３切れだった。昼食の食パンは，朝に弁当として渡されたが，原告らは朝食だけではお腹が空くので，朝のうちに食パンを食べてしまい，昼食時は水だけを飲んでいた。肉や魚は一度も出なかった。原告は，余りに空腹のため，国民学校４年生の時の担任やクラスメートから受け取った慰問文の中に書かれたパンの絵を見て，泣いてしまったことがあった。

１９４５年（昭和２０年）になると空襲警報が頻繁に鳴るようになり，夜には布団１枚をかぶりながら避難したが，原告は，朝鮮に帰れないままここで死ぬかもしれないという恐怖に怯えた。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）７月，被告不二越が沙里院に工場を建設するということで，同時期に慶尚北道から動員された４５人と一緒に沙里院へ連れて来られた。沙里院で数日間待機した後，自宅待機を指示されて，同月１８日，原告は帰宅し，そのまま終戦を迎えた。原告が自宅に帰ったとき，その身なりがみすぼらしかったため，母は，原告を乞食と間違えたほどであった。なお，帰宅の際に賃金や預金等が支払われることはなかった。

原告は，帰国後，栄養失調のために結核性リンパ炎を患い，現在は狭心症に悩まされている。また，原告は，帰国後，同じ学校の同級生らと交流することはなかった。

被告不二越は，１９４７年（昭和２２年）８月３０日，原告を被供託者

として，退職慰労金不足額として２円８４銭，厚生年金として１８円，国民貯蓄として７２円２１銭，預金として２１４円５０銭，合計３０７円５５銭を富山司法事務局（当時）に供託した。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４４年（昭和１９年）１０月１日から１９４５年（昭和２０年）８月３１日とされている。

(22) 原告朴[redacted]福（以下，(22)において，原告というときは，原告朴[redacted]福のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ａ９２，甲Ｂ２２の１ないし３，乙４の１及び６，乙５の１，２及び７）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３０年（昭和５年）４月２３日，晋州市で４人兄弟の３番目として出生し，その後，[redacted]と創氏改名させられた。原告の父は，農業を営んでおり，経済的には普通の生活であった。

原告は，吉野国民学校に通っていたが，２年生からは朝鮮語を習わず，全ての授業が日本語で行われた。朝鮮語を話すと，鞭で手を打たれたり，足を叩かれたり，手を挙げて立たされたり，トイレ掃除をさせられるなどの罰を受けた。学校の授業では，朝鮮の歴史は教えられず，日本の歴史を教えられた。また，教育勅語を教えられ，皇国臣民の誓詞を毎日唱えさせられたほか，歴代天皇の名前を暗記させられたため，原告は，現在でも，歴代天皇の名前を暗唱することができる。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年）春当時，吉野国民学校５年生に在学していたが，４年生の時から担任であった影山という３０歳前後の女性の日本人教師（以下「影山」という。）が，授業時間中に，女学生が工場で働いている活動写真を見せながら，「日本に行ったらもっと勉強が出来る

し，中学や高校にも行ける。」，「工場の設備や待遇も良いし，生け花も踊りもミシンも教えてもらえる。」，「どうせみんな行くことになるのだから，１番先に行くのが一番有利だ。」，「愛国することだ。国のために働かないか。」などと言って，勤労挺身隊に参加することを勧めてきた。賃金や仕事の内容についての説明はなかった。

原告は，女学生が仕事をしている活動写真を見せられて，勉強ができるのだと思い，また，日本は素晴らしいところだと思っていたので，影山の勧誘を承諾した。当時の原告は，国民学校で受けた教育の影響で，影山の言葉を両親の言葉よりも信用していたし，天皇に奉仕することが愛国することだと信じており，国のためには行かなければと思っていた。

両親は，原告のことを心配し，日本行きを反対して学校へ抗議しに行ったが，原告は，影山の言うことだから間違いないと信じ，影山から印鑑を持ってくるように言われたので，父の印鑑を無断で持ち出した。

原告の通う吉野国民学校からは，原告を含めて５人が勤労挺身隊として日本に行くことになった。原告は，同年６月ころ，晋州駅から汽車で出発したが，原告は，晋州駅では両親から離れる寂しさで泣いてばかりいた。晋州駅から汽車で釜山へ行き，釜山から連絡船で下関に行き，下関で１泊して汽車で富山に着いた。被告不二越から派遣された日本人が原告らを引率した。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越において，素材課に所属し，飛行機の部品を作る作業に従事した。原告は，体が弱く旋盤を操作することができなかったので，箸のような直径２ないし３ミリメートルの金属棒を５ないし１０センチメートルの長さに切るターレットという機械を担当させられた。この作業は，回転する金属棒をバイドという刃を梃子を使って人力でおろして切断するものであったが，１本切るにも両手で力を込めないと切断することができ

なかった。１日のノルマは６０００本から８０００本と決められていた。原告は，作業中に金属棒の熱い切り屑が親指に刺さって，親指が化膿してしまい，２回も手術をしたが，その治療中にも作業をさせられた。

原告は，毎朝，寮の玄関で列を組んで挨拶し，工場まで行進して，午前８時ころに出勤し，午前９時ころには自分の仕事台の前で仕事を始め，夏は午後７時ころまで，冬は午後５時ころから午後６時ころまで仕事をした。ノルマが終わらないと残業させられた。夜勤の時は，午前０時ころに休憩時間があり，原告は，夜間の休憩中に居眠りをしていて，上司に小突かれて「ばかやろう。」と怒鳴られたことがあった。日曜日に働いている者もいたが，原告は日曜日は休日だった。

原告の賃金は，被告不二越が貯金して最後に通帳をもらう約束になっていたが，結局，原告に通帳が渡されることはなかった。また，原告は，家から持ってきたお金を預けさせられ，用途を申告して使っていたが，残りは返してもらえなかった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，寮で生活した。寮は，１０畳程度の部屋に１０人で生活しており，原告は，そこで同じころに来た馬山や京畿道出身の勤労挺身隊員と生活した。同じ国民学校からの隊員とは同じ部屋ではなかった。自由に外出することはできず，原告は，怪我をして病院に行く時以外に外出したことはなかった。

食事は，朝も昼も夕食も，お椀に半分弱の大豆入りご飯とみそ汁１杯弱とたくあんばかりであった。ただ，昼食には月に１，２回，肉の入っていないカレーライスが出たし，パンが出たこともあった。おかずが出たことはなかった。夜勤の時は，夜食としてひし形の三角パン２枚が出た。食事の量が少なく，原告は，いつも空腹であったが，夜食のパンは，原告の口には合わず，おなかがすいていてもあまり食べられなかった。また，原告

は，空腹を満たすため，寮に生えていた芹を食べて下痢をしたことがあった。

１９４５年（昭和２０年）になると，空襲警報が頻繁に鳴るようになり，昼は防空訓練をして，夜は防空壕に避難するようになった。やがて毎日のように空襲警報が鳴るようになると，原告は不眠症になり，思うように体が動かなくなって，寮の衛生室で寝ている生活になった。衛生室には慶北からきた老婆がおり，原告を心配して，「おかゆを食べなさい。食べないと死ぬよ。お母さんに会ってから死にたいでしょう。」と言っておかゆを作ってくれた。仕事に戻っても，体が動かずに再び衛生室に戻っていた。衛生室にいても眠ることはできず，食べることもできなかったので，原告の体は，痩せ細ってしまった。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）７月，被告不二越が沙里院に工場を建設するということで，富山から清津を経て，沙里院まで連れて来られた。原告は，船に乗れと言われて船に乗ると，その船の中で，疎開するのだということを聞いた。富山から清津に渡る際には，潜水艦の攻撃を避けるために迂回したため，１週間船の中で過ごした。この時，原告はひどい船酔いにかかった。沙里院で数日間待機した後，招集がかかるまでの自宅待機を命ぜられ，荷物は何も持たずに作業着のまま切符をもらって晋州の自宅に帰り，そのまま，同年８月１５日の終戦を迎えた。

その後，原告は，不眠症で眠ることができず，独り言を言いながら歩き回るような状態であった。父は心配して，良いと聞くとどんなに遠くてもお祓いをしてもらいに原告を連れて行った。医者の診察を受けたところ，神経衰弱で入院が必要だと言われたが，お金がなかったため，薬をもらうことしかできなかった。また，栄養不足のため脚気にもなった。

原告は，１９歳の時，結婚したが，不眠症の薬を手放すことはできなか

った。原告は，この結婚の際，勤労挺身隊として被告不二越に働いたことや不眠症になっていることを夫や夫の家族にも秘密にしていたため，不眠症の薬も夫に隠れて飲むしかなかったが，寝ている時にうわごとを口走ることを夫から指摘され，自ら家を出て結婚生活は半年程で破綻した。このようなことがあって後，原告の父は，何も食べることが出来なくなり，間もなく死亡した。また，原告の母もその２，３年後に４０代の若さで死亡した。

原告は，２４歳の時に再婚して３人の子供を産んだ。夫は，原告が４２歳の時に死亡し，原告は，現在，息子一家と暮らしている。原告は，現在でも体の調子が悪く不眠症に悩まされている。また，原告は，慰安婦と誤解されるのを恐れて，勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを，夫にも子供にも一切秘密にしてきた。

被告不二越は，１９４７年（昭和２２年）８月３０日，原告を被供託者として，退職慰労金不足額として２円８４銭，国民貯蓄として５２円７５銭，預金として１１４円８７銭，合計１７０円４６銭を富山司法事務局（当時）に供託した。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４４年（昭和１９年）１０月１日から１９４５年（昭和２０年）８月３１日とされている。

(23) 原告崔[redacted]（以下，(23)において，原告というときは，原告崔[redacted]のことをいう。）

前記前提となる事実，証拠（甲Ｂ２３の１ないし３，２３の４の１及び２，２３の５及び６，原告本人）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア　家族関係及び経歴

原告は，１９３１年（昭和６年）２月２日，全州市に出生し，その後，大山[redacted]と創氏改名させられた。原告の家族は，父母と弟１人であったが，

父と弟は，原告が小学校３年生のころに満州に行って，その後，帰ってこなかった。父と弟がいなくなってから，母が家政婦をしたり，行商をしたりして生計を立てていたが，貧しい生活であった。

イ　勤労挺身隊への勧誘

原告は，１９４４年（昭和１９年）１２月ころ，海星尋常小学校６年生に在学していた（原告は，９歳の時に小学校に入学したので，１３歳で６年生であった。）。ある日，日本人が校長と一緒に６年生４０人くらいがいる教室にやってきて，「日本の不二越に行けば，お金も稼げるし，勉強もできる。」，「食事は十分食べられる。」，「日本に行ったら，何でも習うことができ，立派な人になれる。」などと言って，勤労挺身隊に参加するように勧めてきた。仕事は飛行機の部品を作る仕事で，簡単な作業だという話だった。その後，生徒１人１人が担任の男性の朝鮮人教師に呼び出され，勤労挺身隊に参加して被告不二越に行くよう勧められた。

原告は，当時，学校の成績はよく，将来は外交官になりたいと考えていたが，経済的な理由から小学校を卒業しても中学校に進学することは困難な状況であった。また，原告は，当時，学校で日本と朝鮮は「内鮮一体」であり，日本は朝鮮を守ってくれる国であると教えられていたので，日本は豊かないい国であると思っていた。そのため，原告は，教師らの話を聞いて，「不二越はお金も稼げるし勉強もできるいいところだ。行けば立派な人になれる。」などと思い，すぐに被告不二越に行くことを承諾した。

原告は，母に話をしたところ，母は，ひどく心配して強く反対し，学校にも出向いて担任に抗議したが，担任は，書類が上級機関に上がってしまっており，決まったことは仕方ないなどと言い，また，原告が日本に行きたいといって聞かなかったこともあって，母は，最終的に諦めた。結局，原告のクラスからは，７人が勤労挺身隊に参加することになった。

原告は，１９４５年（昭和２０年）２月ころ，全州から勤労挺身隊に参

加する者らと旅館に１泊して合宿し，引率のカナヤという女性の朝鮮人教師から日程等の説明を受けた。全州から勤労挺身隊に参加する者は約５０人で，年齢は１２歳くらいから１４歳くらいであった。この合宿の時に，母が日本に持っていくためのミスカルと衣服を届けてくれた。同月２５日ころ，全州駅で出発式が行われ，原告らは日本に向けて出発した。出発式では，原告らと見送りの家族との間には警官隊がおり，原告は，母の顔を離れて見るだけで話すことはできなかった。母も含め，見送りの家族は泣いていた。原告らは，釜山で他の地方から来た勤労挺身隊参加者と合流して，船に乗った。船の中では，「半島女子挺身隊乙女の歌」の歌詞を書いた紙をもらい，歌を教えてもらった。また，空襲に備える訓練があり，サイレンが鳴るとみんなでデッキに上がった。日本に到着すると汽車で富山まで連れて来られた。原告らは，同年３月１日ころ，富山に到着した。

ウ　被告不二越での仕事

原告は，被告不二越に到着した翌日から約１か月にわたり，運動場に出て「歩調取れ！」などと号令をかけられて行進する訓練等を受けた。訓練には大隊長，中隊長と呼ばれる軍服を着た男性が３人参加しており，原告らを指導した。その下には小隊長と呼ばれる女性の教師がいた。訓練に参加する勤労挺身隊員らは，分隊に分けられ，勤労挺身隊員の中から分隊長が指名された。１つの小隊には約１００人の勤労挺身隊員がいた。原告ら全羅北道の勤労挺身隊員１００人は，第２小隊だった。休憩中に，隊長が手をあげて「集合！」と号令をかけることがあり，そのときはすぐに走って集合しなければならず，集合に遅れると中隊長から平手で頬を殴られた。原告は，中隊長に叱られることがとても怖くて，叱られて頬を殴られた時は泣きながら訓練を受けていた。

その後，原告は，軸受２課に所属し，機械でベアリングを研磨するベアリングの仕上げの作業に従事した。１日に磨くベアリングのノルマが決め

られていて，原告は，食事の時間以外は一生懸命仕事をしないとノルマをこなすことができなかった。機械の前で１日ずっと立ったままの仕事であった。日本人の男性の工場長が工場内を行ったり来たりしており，原告らを監視していた。原告は，工場長から叱られたことはなかったが，物を落としてすぐ拾わないと，大きな声で怒られた。同じ課に原告の知っている勤労挺身隊員が３人ほどいたが，日本人もたくさん働いていた。日本人の女学生たちも働いていたが，週に一度は実家に帰っていて，原告は，日本人の女学生が実家から持ってきた餅を食べさせてもらったことがあった。

原告の担当していた作業は，危険なものであった。機械の前には機械に動力を伝えるベルトが高速で回転しており，原告の近くで作業をしていた日本人の女学生がこのベルトに巻き込まれて大怪我をしたことがあった。ベアリングにナンバーを付ける機械にベアリングを送り込む作業をしていた日本人の男性が，指を切断してしまったこともあった。原告は，集中して作業を続けたため，目がとても疲れ，まぶしくて見えにくくなり，上を見上げることができなくなったが，下の方は見ることができたので作業を続けた。このように目の調子が悪くても休みはもらえず，病院にも行けなかった。また，原告が機械に指を入れて作業をしている時に，友達がトイレから帰ってきて原告の機械のスイッチを入れてしまったことがあり，機械に左手の人差し指を挟まれて，指が削られて骨が見えるようになってしまったことがある。１週間は病院に通院したが，その間も，指に包帯を巻いたまま仕事をしていた。

原告は，午前６時ころに起床し，午前７時ころに出勤した。仕事が終わる時間は時期によって違っていたが，夏でも少し暗くなってから帰っていた。寮に帰って食事をし，体を洗うと，まもなく就寝時間である午後１０時になった。

原告は，賃金を支給されたことはなく，生け花や書道を教えてもらった

ことも勉強する機会も全くなかった。行事といえば，工場で働く原告らの様子を撮影した映画を見せてもらったことと朝鮮から来た人の歌を聴いたことがあるくらいだった。

エ　被告不二越での生活

原告は，被告不二越において，寮で生活した。寮では，１部屋に約２５人の勤労挺身隊員が生活していた。工場からは離れたところにあり，勤労挺身隊員が１０人くらいまとまって工場と寮の間を行き来した。工場に行く前と帰ってきた後，それから寝る前に点呼があった。寝る時は日本人の教師が寮内を巡回しており，決められた規則を守らないと怒られた。病院に行く時も工場の正門で出入りの時間をチェックされた。工場の門のところには門番がいて，出入りを監視していた。寮から手紙を出す時は，寮の事務所に封を開けて出さなければならず，内容を検閲されるため，手紙には帰りたいという本当の気持ちは書けず，元気でやっているとだけ書いていた。

食事は，朝と夜がご飯とみそ汁とたくあん又は海苔であった。海草が入った汁物が出ることもあったが，原告の口には合わなかった。各部屋に配られるご飯を１部屋約２５人で分けると，茶碗に半分もなかった。ご飯は豆ご飯で，夏にはくさくなっていたときもあった。昼食には三角パンが３つ出たが，朝のうちに食べてしまうこともあった。食事の量が少なくて，原告は，いつも空腹を感じていた。

原告は，あまり怒られることはなかったが，寮に入って間もない１９４５年（昭和２０年）３月ころ，みそ汁にご飯を入れて食べてはいけないと言われていたのにそれを守らなかったために，約１時間食堂の外で立たされた。原告は，友人とは早く帰りたいと話し合っていたが，教師には怖くて言うことができなかった。

また，原告と同じ学校から参加した日本名を城原さんという勤労挺身隊

員は，被告不二越に行った時から体調が悪かったところ，病気が悪化し，同年７月ころ，他の勤労挺身隊員が沙里院に移動するのに合わせて帰国したが，その後病死した。

同年８月ころには，毎日のように空襲警報が鳴るようになり，靴と非常袋を枕元に置いて寝て，警報が鳴ると電灯は付けずに避難することが続き，毎日睡眠不足で眠たかった。同月１日には，夕食後に警報が鳴って，布団をかぶって川辺に避難していたところ，午後１０時ころから明け方にかけて激しい空襲があった。この時は川辺から焼夷弾がはじける様子が見え，その破片が自分のところに飛んでくるような気がして，本当に怖い思いをした。

オ　帰国及び帰国後の生活

原告は，１９４５年（昭和２０年）８月１５日，ラジオ放送を聞いて終戦を知った。原告は，自分は空襲で死ぬだろうと思っていたので，終戦と聞いて，ほっとした気持ちがした。終戦後は，仕事がなく，食事はもらっていたものの，毎日空腹で，持ってきた衣服と豆を交換しながら何とか生活した。帰国前に，持ってきた衣服は全て交換してしまった。原告は，同年１０月ころ，帰国することができたが，この際も被告不二越から賃金のことは何も説明されなかった。

原告の母は，終戦後，原告がなかなか帰ってこないため心配して，終戦の日から，毎日，全州駅に出ては最終列車を見るまで，家には帰らなかったということである。

原告は，帰国中にひざの皮膚がかゆくなり始めた。家に帰ってからは足が痛くなり，痛みのため，歩くことができないほどであったが，治療費がなくて病院にも行けなかった。母は，楡の木がいいと誰かから聞いてその皮を裂いて貼ったところ，原告の症状は治った。その後も後遺症で病院に行き治療を受けた。また，原告は，帰国後すぐに，原因不明の耳の痛みが

しばしば続いて，右耳の鼓膜が破れ，今は左耳のみで聞いている。

原告は，１９４８年（昭和２３年）に結婚して，４人の子供を産んだ。夫も日本にいた経験があったため，原告は，夫には勤労挺身隊に参加して被告不二越で働いたことを話すことができた。

なお，原告の厚生年金保険被保険者期間は，１９４５（昭和２０年）３月１日から同年８月３１日とされている。